

第3部

基本計画

第1章 基本計画の概要

第2章 人口ビジョン

第3章 デジタル田園都市国家構想総合戦略

第4章 前期基本計画

第1章 基本計画の概要

1. 計画期間

基本計画は、10年間の基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、時代の変化を的確に捉えながらまちづくりを推進していく必要があるため、前期と後期に区切ってそれぞれ5年間で設定し、複雑化、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応しながら柔軟な行政運営ができる計画としています。

前期基本計画	令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで（5年間）
後期基本計画	令和12（2030）年度から令和16（2034）年度まで（5年間）

2. 基本計画の構成

基本計画は、本町の行政運営を総合的に進めるための分野ごとの基本的な方向性を示しており、基本構想に掲げた将来像の実現に向けた各施策の中間目標を掲げています。

また、本計画は、地方創生の取組を示した地方版総合戦略を包含していることから、その前提となる人口の将来展望を示した「人口ビジョン」と「鞍手町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を基本計画の構成要素としています。

なお、基本計画に掲げた各施策の中間目標を実現するための具体的な取組は、実施計画に位置付けて実施していきます。

3. 事業評価手法

(1) 政策マネジメント

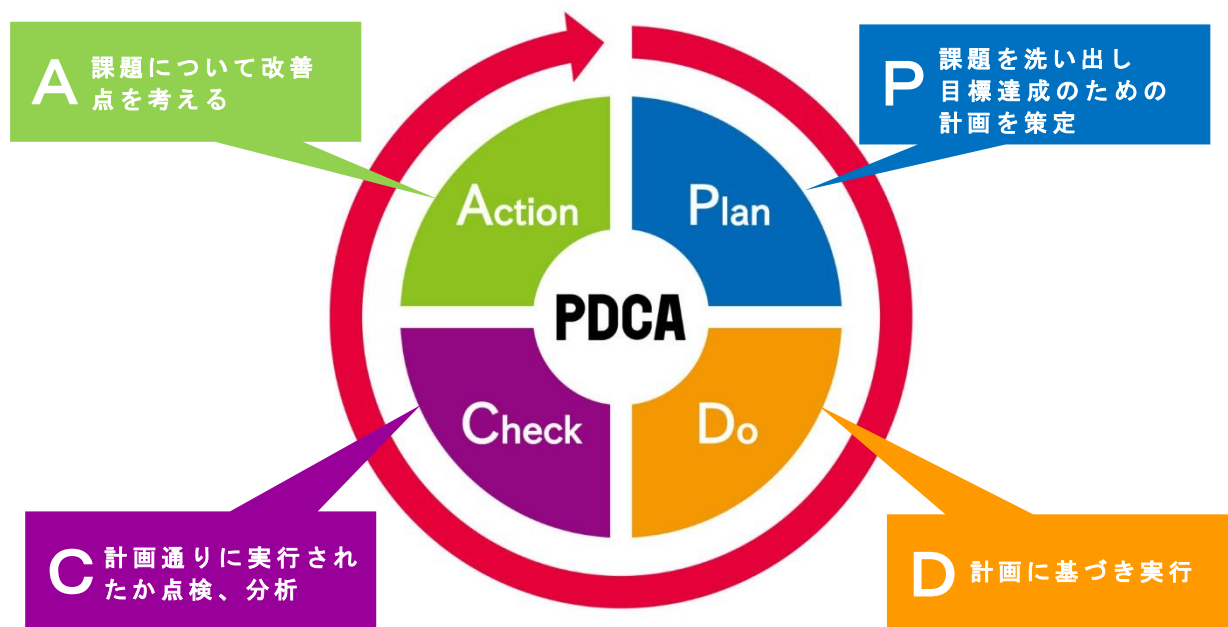
社会経済情勢や住民ニーズが変化する中、総合計画を将来にわたって持続的かつ効率的に実施し、実効性のある計画として運用していくためには、常に住民のニーズを的確に把握するとともに、行政施策の成果について評価・点検をしながら絶えず見直しを行い、その一連の過程の正当性・透明性を確保して、住民への説明責任を果たすしくみを確立する必要があります。

今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、事業評価は、行政活動の結果を振り返り、その結果を翌年の取組や次の計画策定に反映させ、常に良質な行政サービスを提供していくために必須の要素であり、行政経営上のあらゆる場面において、改革・改善を進めるきっかけとなるものであるため、地方自治体が自立経営を続けていくための重要な手段となります。

(2) PDCAサイクル

本計画においては、「PDCAサイクル（計画→実施→評価・点検→見直し）」の手法による行政評価サイクルのしくみを取り入れるとともに、その評価の基準となる明確な目標値を設定することにより、目標の達成状況を把握しながら絶えず改善し、施策の有効性の向上につなげていきます。

なお、このサイクルは、基本計画と実施計画において実施していきます。



▲PDCAサイクル

（３）目標値の設定

基本計画においては、政策展開の成果を総合的に示す指標の目標値を設定します。目標値は、前期基本計画及び後期基本計画の最終年度において達成すべき値として設定します。

（４）K P I

目標値として、「K P I」を設定します。K P Iとは、Key Performance Indicatorの略で「重要業績評価指標」のことを言います。目標を数値として設定することで、客観的な効果検証が可能となります。

なお、K P Iは、次の事項を踏まえて、分かりやすく測りやすい指標を設定します。

①アウトカムベースの指標

施策に取り組んだ結果、住民や事業所、社会経済などにもたらされる成果・効果を把握する指標として設定します。

②アウトプットベースの指標

施策の実施回数や仕事量など、住民や事業所、社会経済などに成果・効果をもたらすために、どれだけ取り組んだかを把握する指標として設定します。

③毎年度、数値を把握できる指標

施策の成果・効果を把握する手段として、統計調査の結果やアンケート調査の結果を活用することがありますが、5年に1度しか把握できない場合などもあります。施策は常に改善しながら取り組む必要があるため、成果・効果を毎年度把握できる指標を設定します。

（交通事故の抑制に関する指標の例）

	K P I	現状値	目標値
アウトカム指標	交通事故の発生件数	年間 20 件	年間 10 件
アウトプット指標	交通安全啓発活動の実施回数	年間 5 回	年間 10 回

（５）評価手法

実施計画に掲げるすべての事業について、年度ごとにP D C Aサイクルによる継続的な評価・改善を行い、効率性・実効性を追求しながら施策に取り組んでいきます。

4. 進行管理

（１）進行管理の目的

第6次総合計画は、進行管理を適切に実施することにより、計画の実効性を担保することとしています。

（２）計画の進行管理・検証

各事務事業の進行管理は、基本構想及び基本計画に位置付けた目標を達成するため、実施計画に掲げた事務事業に取り組んだ後に成果指標を把握し、達成状況や有効性・効率性の点検を踏まえて事業の見直しを行うことにより、着実に推進していきます。

- ①実施計画のみなし評価を行い、次年度当初予算編成時に次年度以降の3年間の事務事業シートを作成します。
- ②ヒアリングにより、次年度以降の事業実施の可否を決定し、予算との整合性を図ります。11月上旬～下旬
- ③実施計画の正式な評価は、翌年の8月までにPDCAサイクルにより各担当部署において行い、総合計画進行管理検証シートを作成します。
- ④評価結果の検証は、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において、その評価と今後の取組の方向性について報告し、意見を聴取します。
- ⑤年度報告書を作成し、議会へ報告します。

第2章 人口ビジョン

1. 鞍手町人口ビジョンの位置付け

鞍手町人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）は、鞍手町における人口の現状を分析することで、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものです。人口ビジョンは、今後目指すべき将来の方向性として第6次総合計画の基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けた基礎資料となります。

（1）人口ビジョンの策定と対象期間

今回策定する人口ビジョンの対象期間は、社人研の推計期間である令和32（2050）年までを基本とします。

（2）目標値

人口の将来展望に関しては社人研の人口推計を基準値として、短期・中期・長期の3段階の目標値を掲げ策定します。

短期目標	令和12（2030）年	13,300人
中期目標	令和17（2035）年	12,400人
長期目標	令和32（2050）年	11,000人

（3）人口動向分析・将来人口推計に関する基礎資料等

人口動向の分析や将来人口の推計は、次の事項に基づいて行っています。

①人口動向の分析

- ア 総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況进行分析
- イ 性別・年齢階級別の地域間の人口移動の分析
- ウ 性別・年齢階級別の産業人口の状況の分析

②推計期間 令和32（2050）年まで5年毎

③基礎資料 地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）

④データ 社人研の人口推計

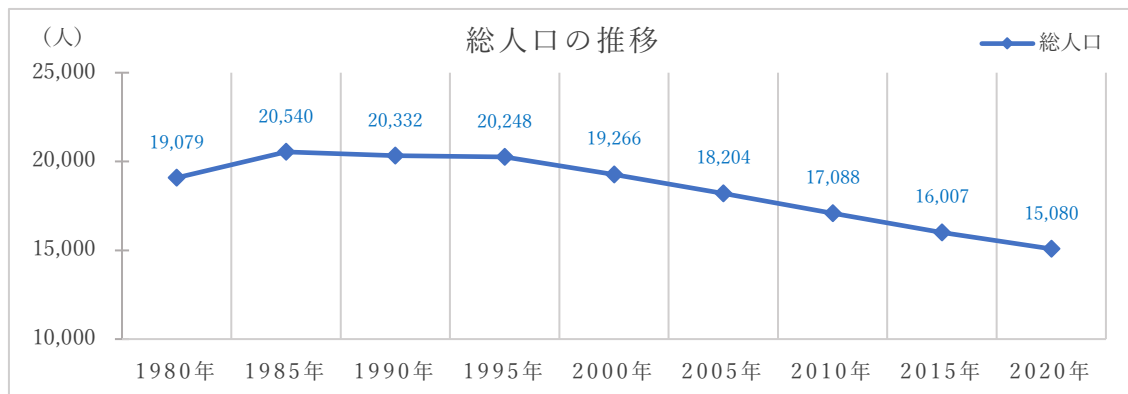
国勢調査（総務省）
人口動態統計（厚生労働省）
学校基本調査（文部科学省）
経済センサス-活動調査（経済産業省）
住民基本台帳 等

- ⑤基準値 将来人口の推計は、社人研による推計値を基準値として推計
人口の将来展望は、自然動態に関する目標として「令和 22(2040)
年までに出生数を年 80 人まで増加」、社会動態に関する目標とし
て「令和 32 (2050) 年までに若者夫婦（20 歳～30 歳代夫婦）の
移住を年 60 組まで増加」とする仮定値を設定し推計
- ⑥数値 表やグラフ上の数値は、年齢不詳分を按分して作成しているため、
合計が必ずしも一致しない
割合も四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない

2. 人口動向分析

(1) 総人口の推移

国勢調査の結果によると、昭和55（1980）年以降の本町の総人口は、昭和60（1985）年をピークに減少が続いており、特に平成7（1995）年以降は5年間に1,000人ずつのペースで減少しています。



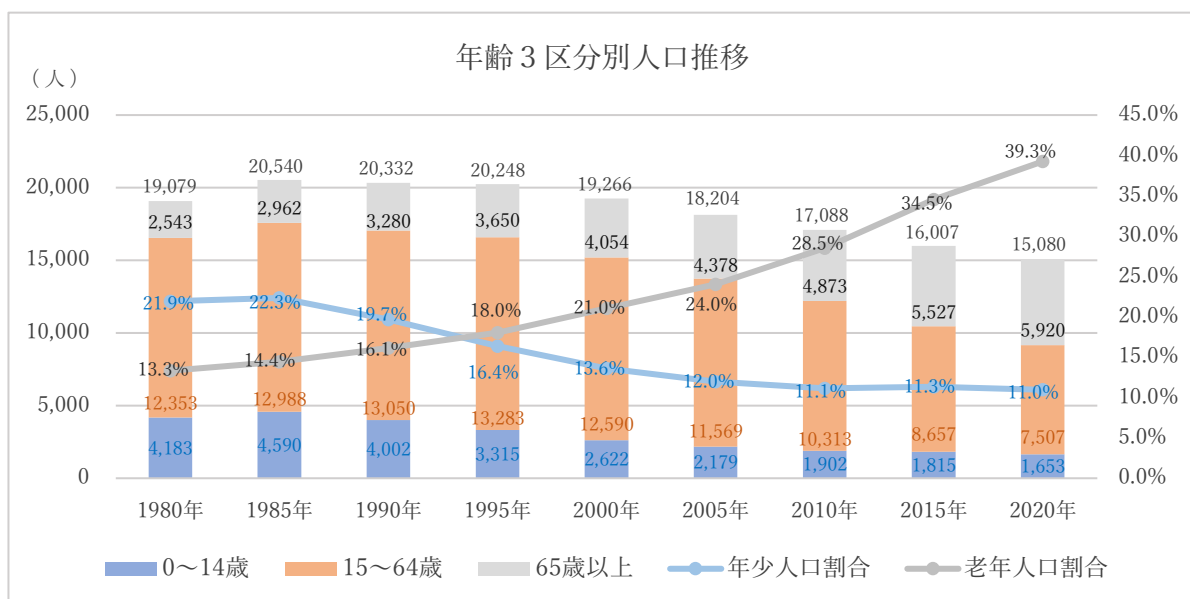
▲ 総人口の推移（出典：国勢調査）

(2) 年齢3区分別人口の推移

下のグラフは、本町の昭和55（1980）年から令和2（2020）年までの40年間の年齢3区分別人口推移です。

平成27（2015）年の国勢調査結果に基づく人口推計では、令和2（2020）年の総人口が14,813人まで減少すると予測されていましたが、令和2（2020）年の国勢調査の結果では15,080人となり、推計値よりも減少幅は小さくなっています。

しかし、年少人口割合については、11.4%と予測されていましたが、推計値よりも0.4ポイント低い11.0%となり、予測よりも少子化が進んでいることから、少子化対策が急務となっています。

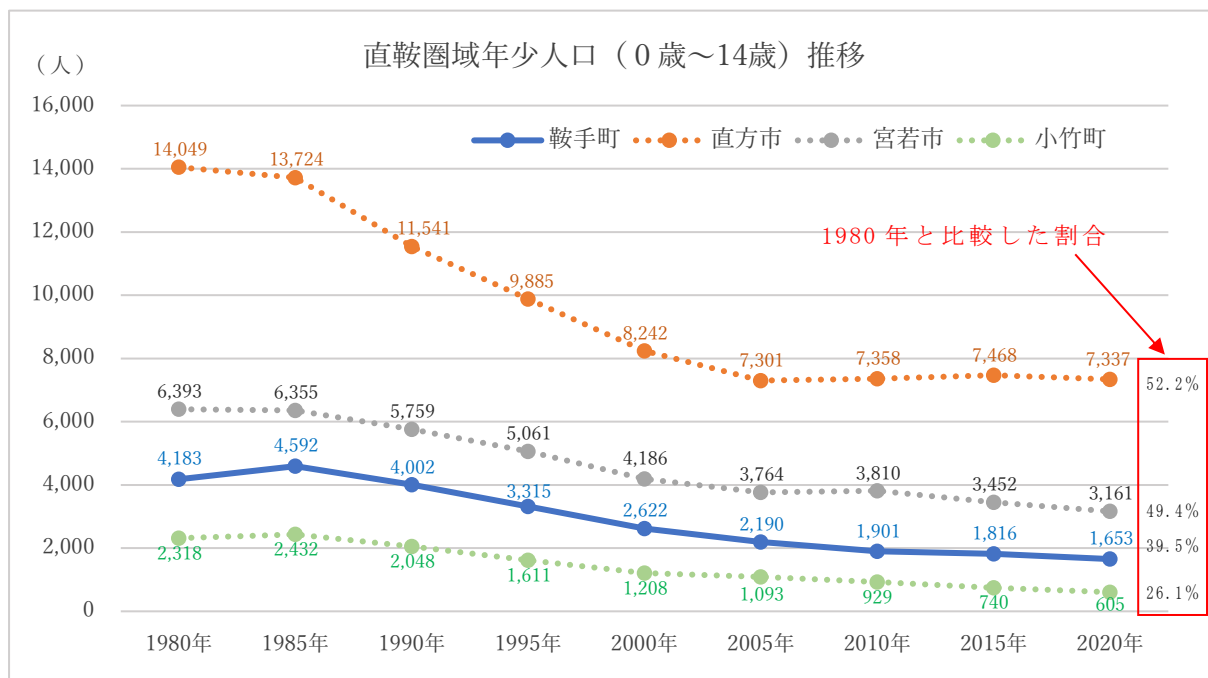


▲ 年齢3区分別人口の推移（出典：国勢調査）

(3) 年少人口割合の推移

下のグラフは、直鞍圏域の年少人口（0歳から14歳まで）の推移です。

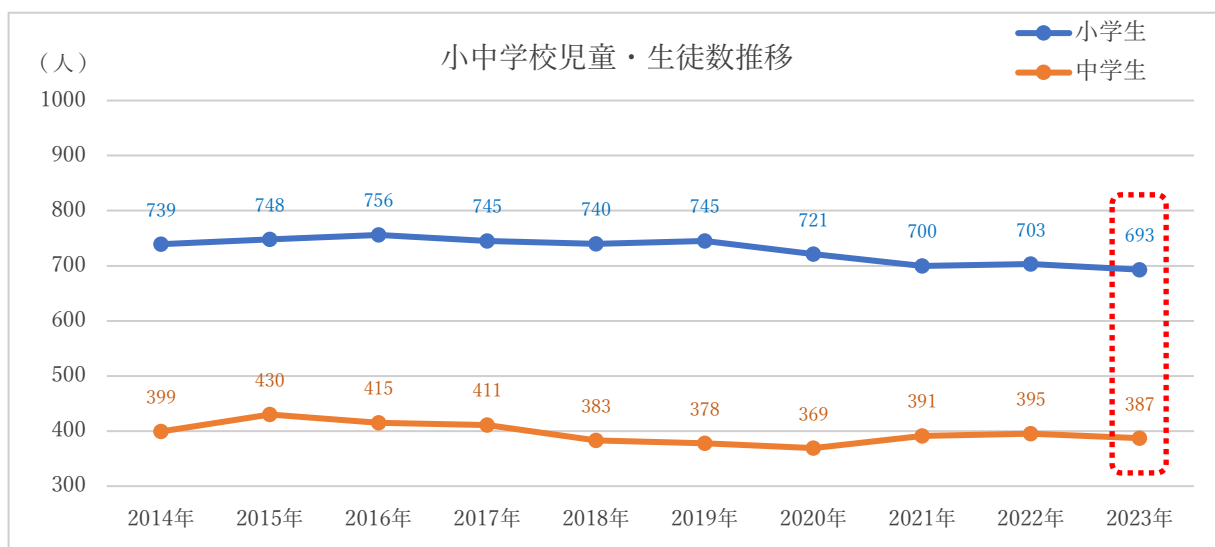
いずれの自治体においても年少人口は減少しており、本町においても昭和55（1980）年と比較して、令和2（2020）年には39.5%まで減少しています。



▲直鞍圏域年少人口（0歳～14歳）推移（出典：国勢調査）

また、直近10年間の小中学校の児童・生徒数については、小中学生ともに微増、微減を繰り返し急激な変化はありませんが、平成26（2014）年と比較して小学生は46人、中学生は12人減少しています。

このことから、今後も次代を担う児童・生徒数の維持や増加に向けて、教育環境の整備や子育て支援策がより一層必要と言えます。

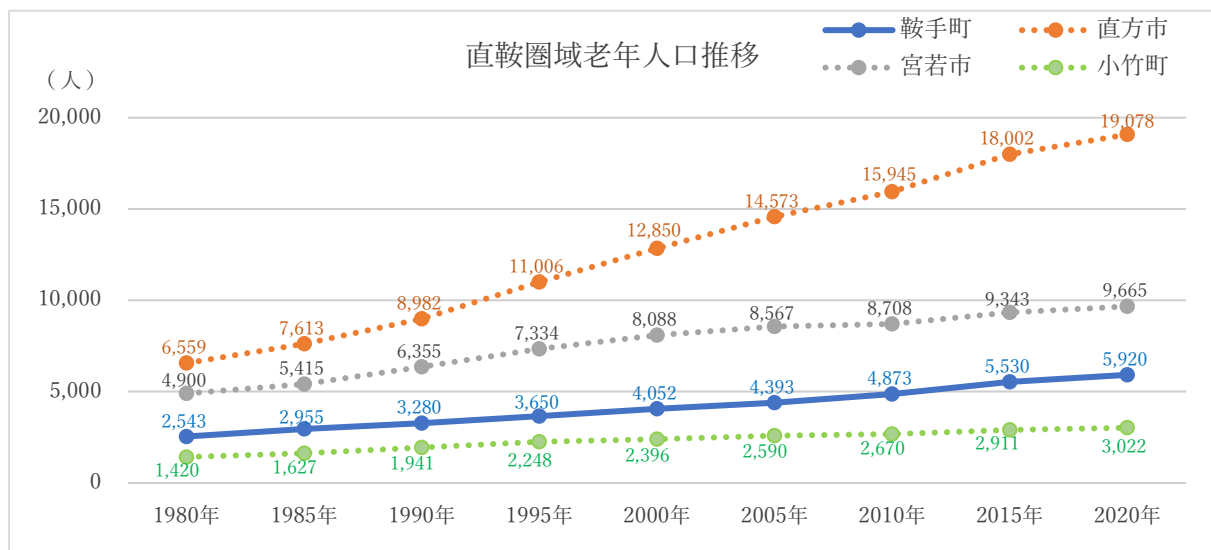


▲小中学校児童・生徒数推移（出典：学校基本調査）

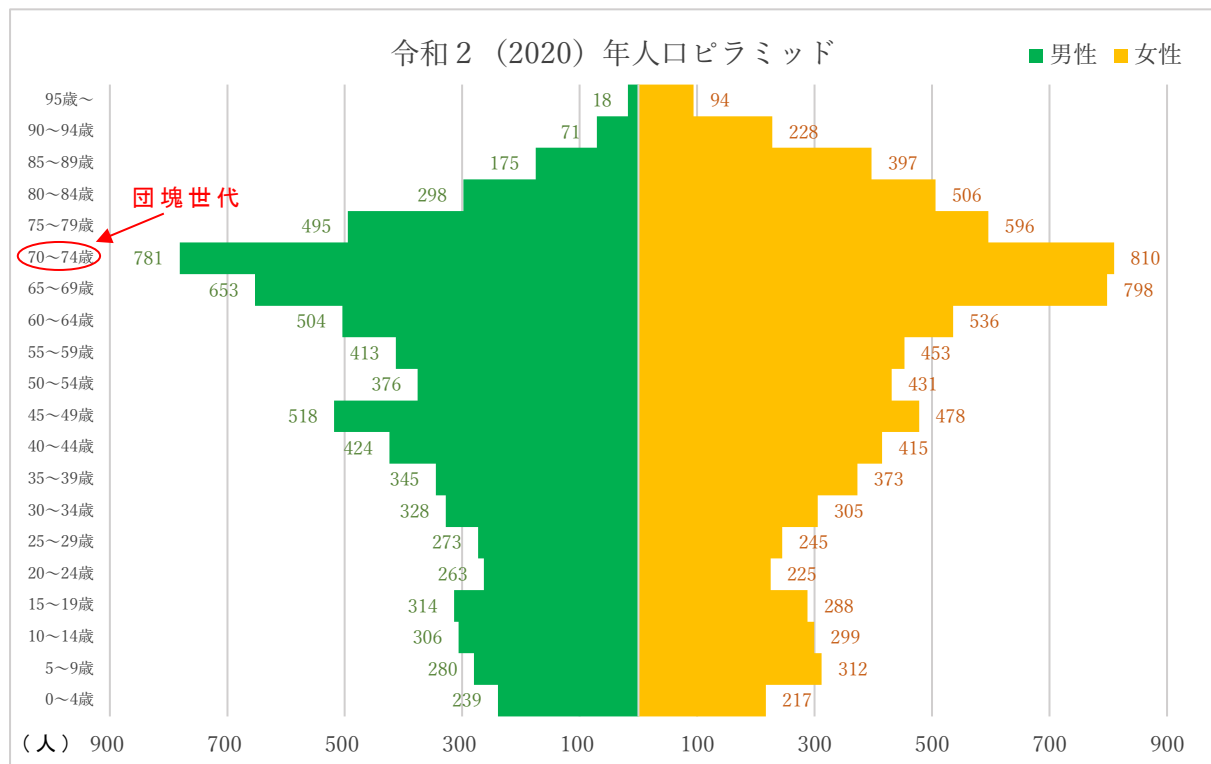
（４）老年人口割合の推移

令和2（2020）年の老年人口（65歳以上）割合は39.3%と、平成27（2015）年基準の社人研の推計で39.2%とされていた予測値よりも0.1ポイント高くなっています。令和2（2020）年の老年人口（65歳以上）割合は、平成22（2010）年の調査時から10年間で10ポイント以上の増となり、老年人口割合は急速に高まっています。

今後も高齢化が進むことが予測されますが、これは、最も人口の割合が多い昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までに出生した団塊世代が70歳以上の高齢者層となっているためで、人口構造に大きな影響を与えています。



▲人口推移（出典：国勢調査）



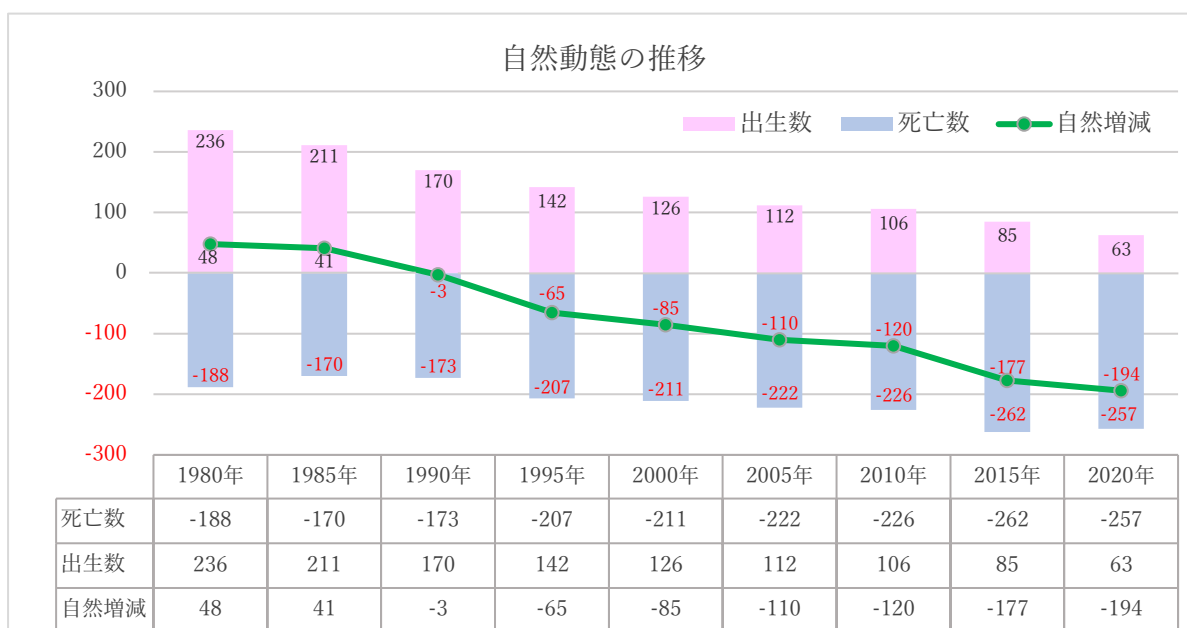
▲人口ピラミッド（出典：国勢調査）

（５）自然動態の推移

出生数は、依然として減少が続いており、昭和 55（1980）年には 236 人であった出生数は、令和 2（2020）年には 63 人にまで減少しています。

一方、死亡数は近年増加傾向にあり、平成 2（1990）年以降は、死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。

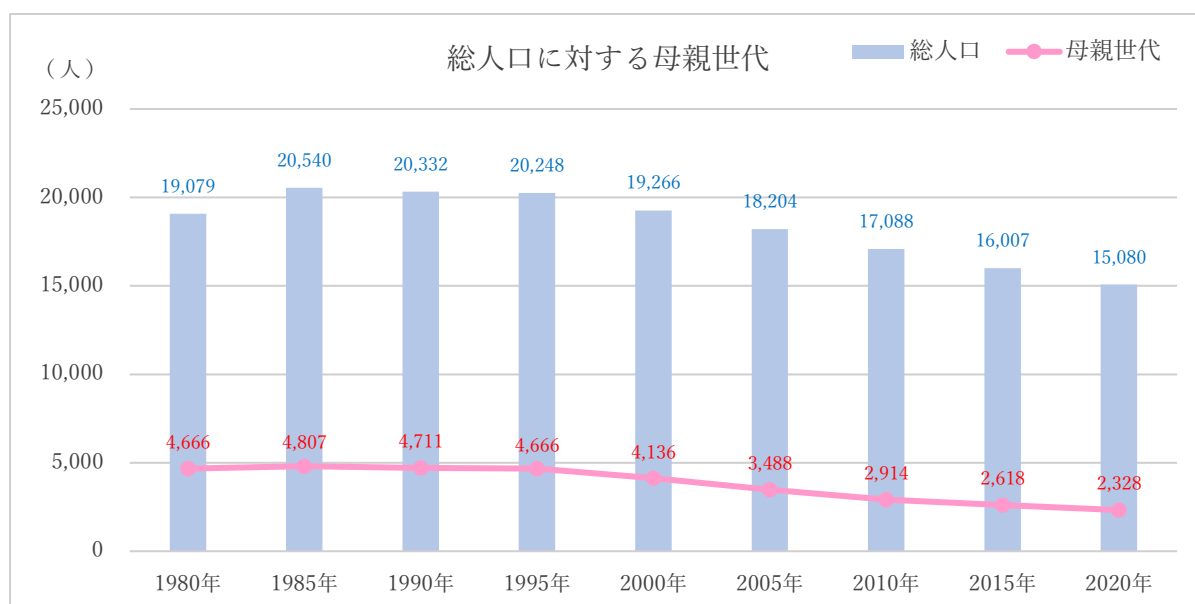
今後も自然減の抑制を目指し、子どもを産み育てやすい環境のさらなる整備が必要です。



▲自然動態数の推移（出典：国勢調査）

（６）母親世代人口の推移

出生数を左右する母親世代（15～49歳の女性）の人口は昭和 60（1985）年以降減少傾向で推移し、令和 2（2020）年には昭和 55（1980）年の約 48.4%にまで減少しています。



▲総人口に対する母親世代数の推移（出典：国勢調査）

（7）合計特殊出生率の推移

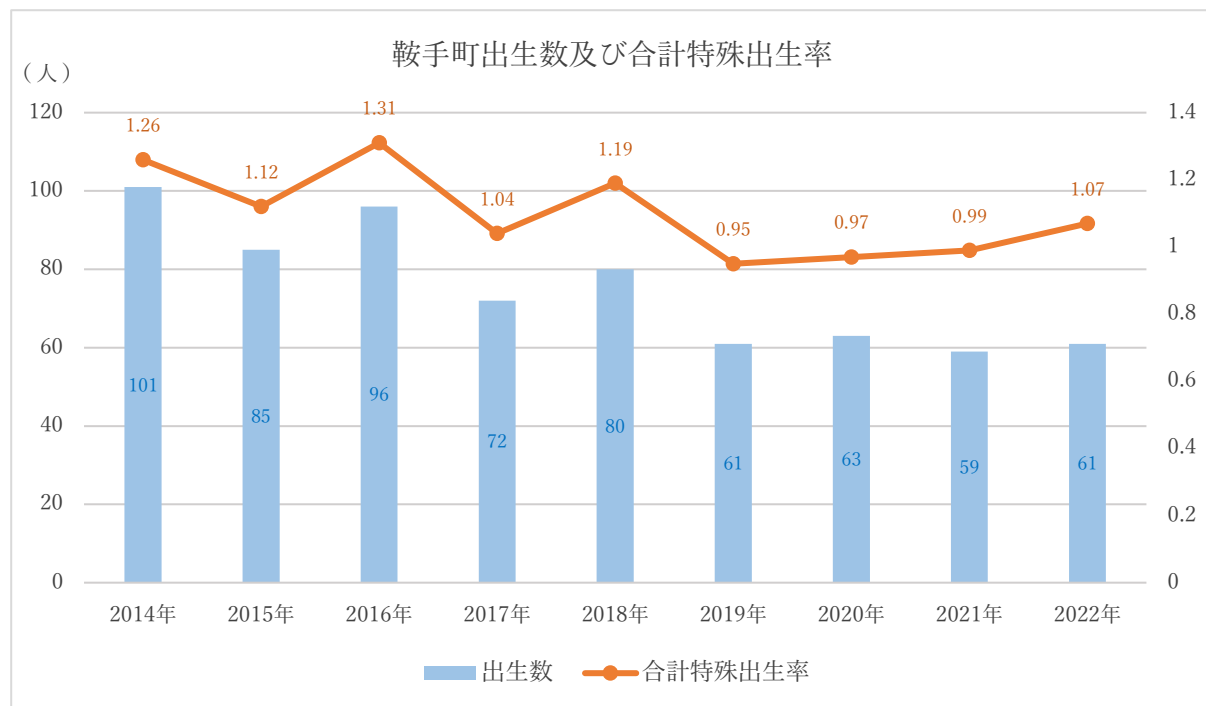
1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率は、昭和22（1947）年～24（1949）年の第1次ベビーブーム期には4.32でしたが、昭和25（1950）年以降急激に低下しました。その後、昭和46（1971）年～49（1974）年の第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50（1975）年以降さらに低下傾向となっています。平成元（1989）年には、それまで最低であった昭和41（1966）年・丙午の数値を下回って1.57を記録し、さらに平成17（2005）年には1.26まで低下、平成18（2006）年からは増加に転じ、平成25（2013）年には1.45まで回復しましたが、第3次ベビーブームの到来とまでは言えず、その後は再び低下傾向となり、令和5（2023）年には1.20まで低下しています。

本町においても、出生数は平成26（2014）年まではほぼ横ばいで100人前後でしたが、ここ数年は100人を下回っています。

令和4（2022）年の合計特殊出生率は、全国及び福岡県はともに1.26ですが、本町においては1.07と大きく下回っています。

令和6（2024）年6月に行った「結婚・出産・子育てに関する住民アンケート」によると、理想とする子どもの数は、「2人」が最も多く44.4%、次いで「3人」が36.1%となっており、子どもの数が「2人以上」を理想とする回答が87%ありましたが、理想と現実に差が生じています。

同アンケートには、子どもを産み育てるために必要な支援策や環境の整備充実を望む意見が多くありました。特に「産婦人科・小児科などの医療機関の充実」、「保育料負担の軽減」、「公園・広場等の遊び場の充実」などの意見が上位を占めました。



▲鞍手町出生数及び合計特殊出生率（出典：人口動態統計、2021年、2022年出生届より）

（８）年齢階級別未婚率の推移

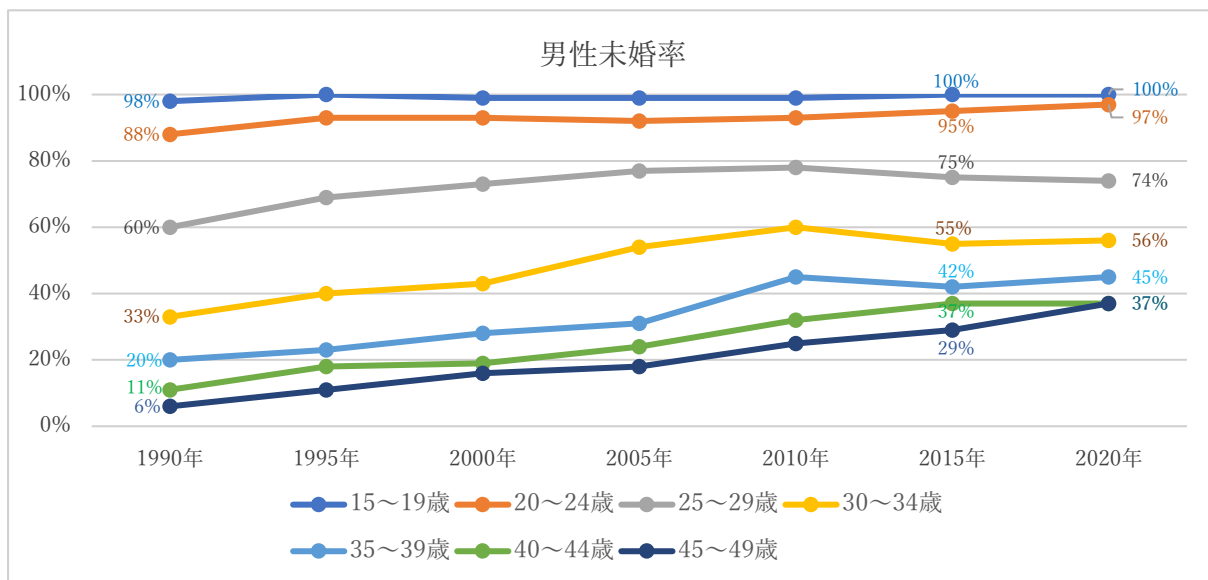
本町の15～49歳の男女別の未婚率の推移は、昭和55（1980）年以降、男女とも増加傾向にあります。

このうち男性の令和2（2020）年の未婚率は、平成27（2015）年と比較して25～29歳で若干低下していますが、45～49歳では大きく上昇しています。

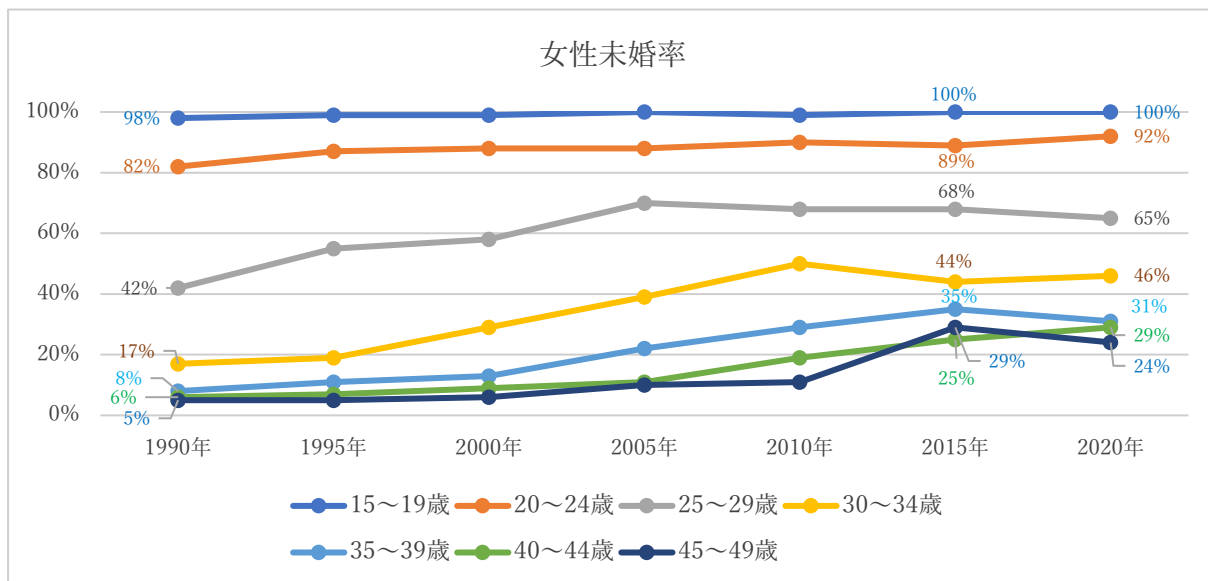
一方、女性の令和2（2020）年の未婚率は25～29歳で若干低下、35～39歳と45～49歳の世代で大きく低下しています。

そのほかの世代は、男女とも平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて未婚率が横ばい、または上昇しています。

なお、令和6（2024）年6月に行った「鞍手町まちづくりに関するアンケート」によると、結婚（再婚を含む）を希望する割合は53.5%と前回令和元（2019）年の調査48.9%に比べると若干上昇していますが、前々回平成27（2015）年の調査81.8%に比べると大きく低い値となっています。



▲ 男性の未婚率の推移（出典：国勢調査）

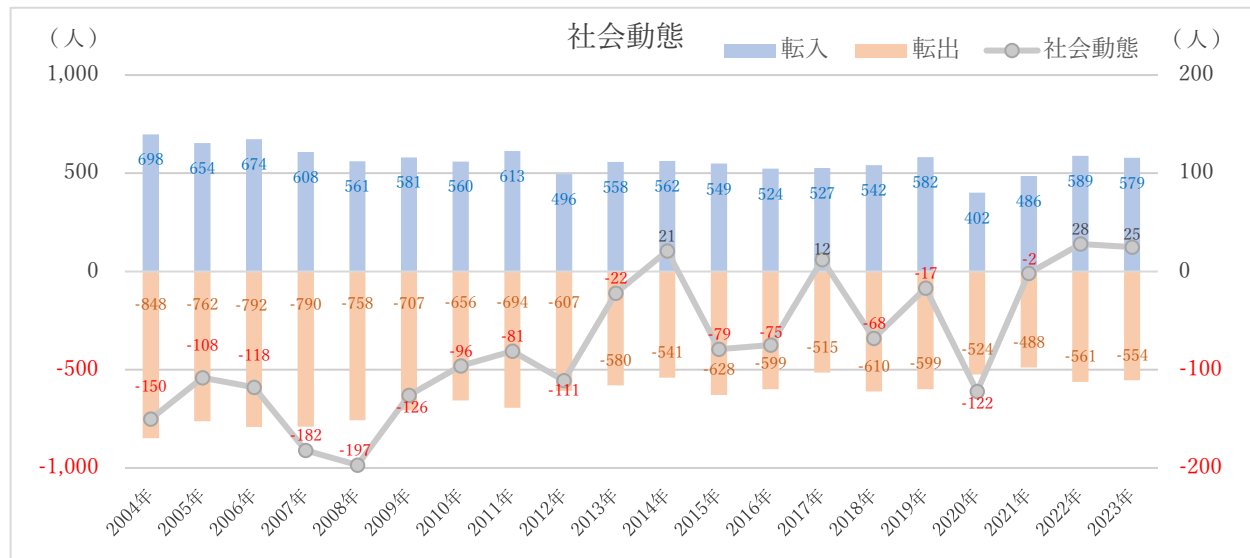


▲ 女性の未婚率の推移（出典：国勢調査）

(9) 社会動態の推移

本町では、昭和40（1970）年代から昭和60（1990）年代前半にかけて、住宅地の造成が行なわれた影響により転入超過となった昭和60（1990）年代前半を除き、社会減少が続いています。平成26（2014）年度にプラスとなった社会動態は、定住促進奨励金交付事業に一因があったと思われましたが、それ以降、令和3（2021）年度までの間に関しては平成29（2017）年度を除いてマイナスとなっています。

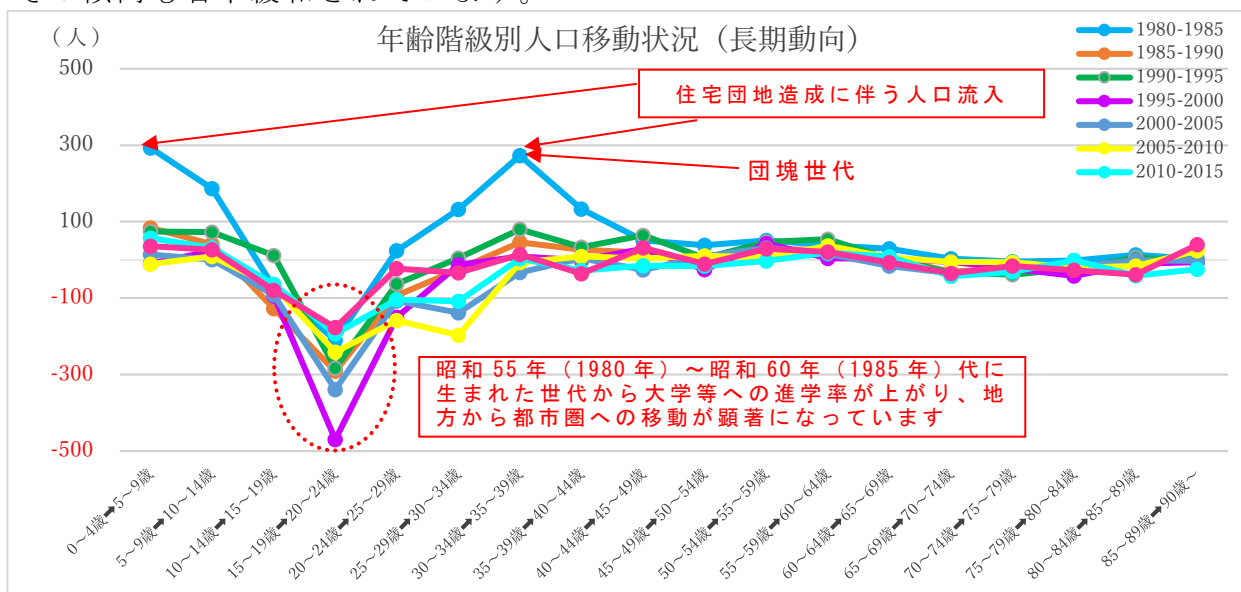
しかし、令和4（2022）年度、令和5（2023）年度は連続してプラスに転じており、定住促進奨励交付金事業等の移住定住支援事業の効果が現れているものと考えられます。



▲社会動態の推移（出典：住民基本台帳）

(10) 年齢階級別の人口移動状況の長期的動向

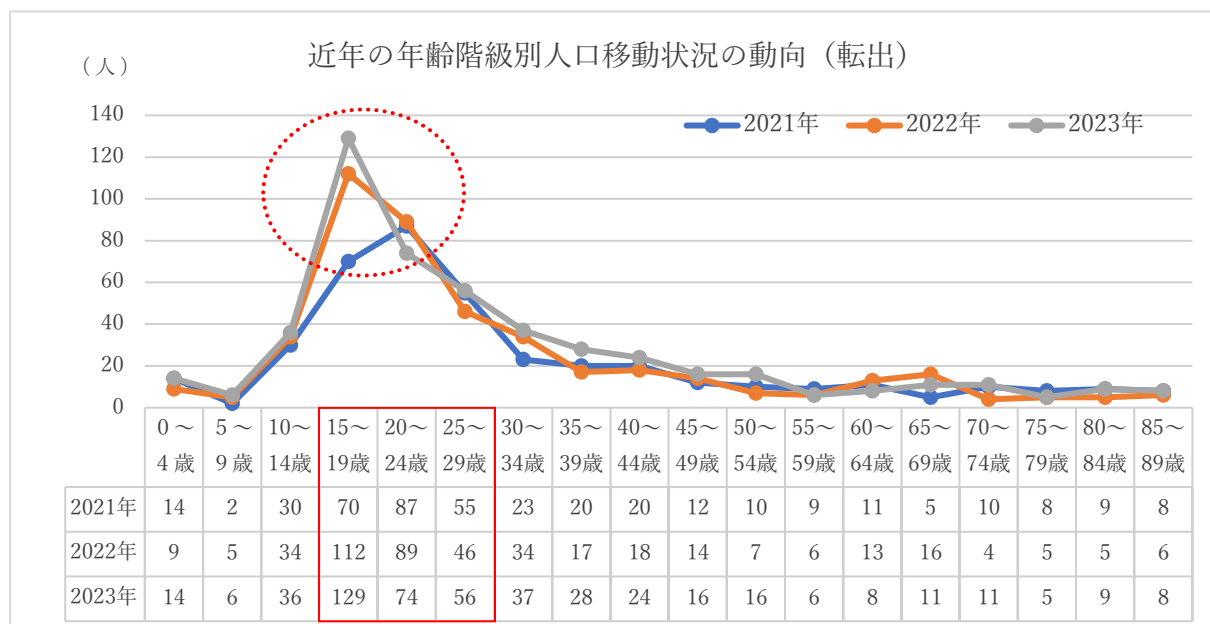
昭和55（1980）年からの長期的な人口移動の状況をみると、大学等への進学タイミング（15～19歳→20～24歳）で大幅に転出が増加していますが、近年ではその傾向も若干緩和されています。



▲年齢階級別人口移動状況長期的動向（出典：国勢調査）

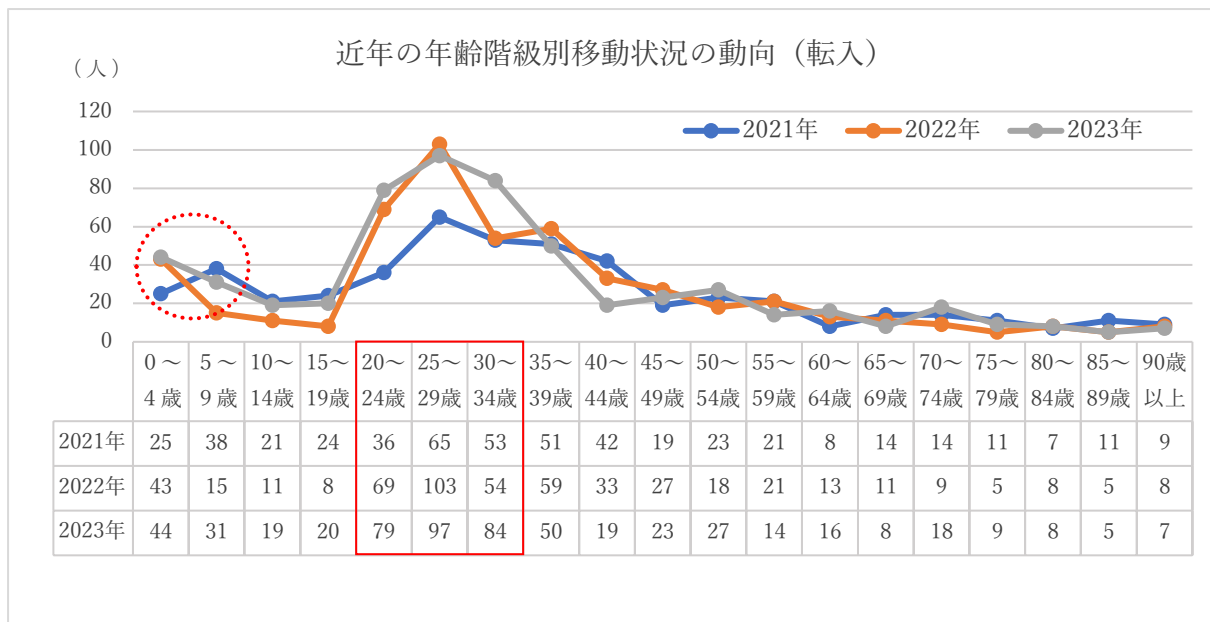
(11) 近年の年齢階級別の人口移動状況

直近の人口移動をみると、長期的動向と同じく、大学等への進学タイミングで大幅に転出が増加しています。



▲年齢階級別人口移動状況の近年の転出動向（出典：住民基本台帳）

一方、転入は子育て世代である20～34歳の転入が多く、それに伴い子ども（0～9歳）の転入も若干多くなっています。

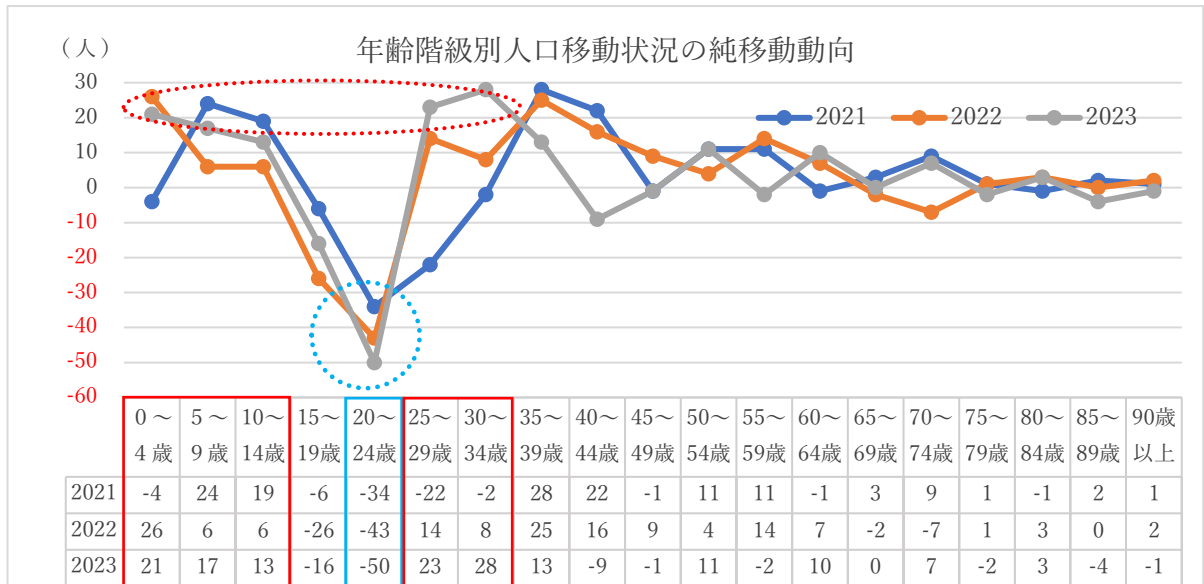


▲年齢階級別人口移動状況の近年の転入動向（出典：住民基本台帳）

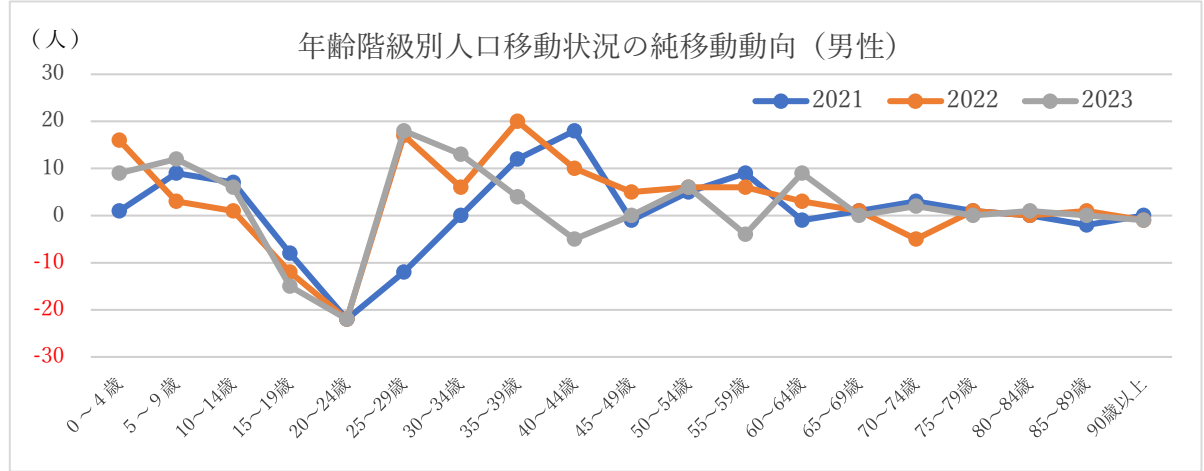


下のグラフは、年齢階級別人口の転入・転出の純移動（社会増減）の状況です。大学進学するタイミングの世代で転出超過が顕著となっている一方、子育て世代及びその子どもの世代では転入超過となっています。

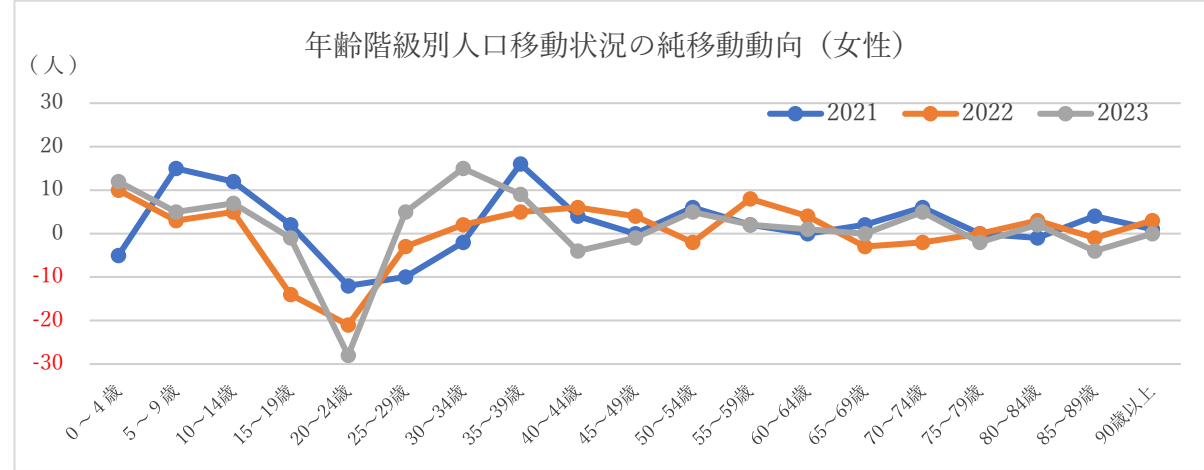
その他の世代では転出数、転入数が均衡しており、直近3年間では大きな変動は見られません。



▲ 年齢階級別人口移動状況の純移動動向（出典：住民基本台帳）



▲ 年齢階級別人口移動状況の純移動動向（男性）（出典：住民基本台帳）

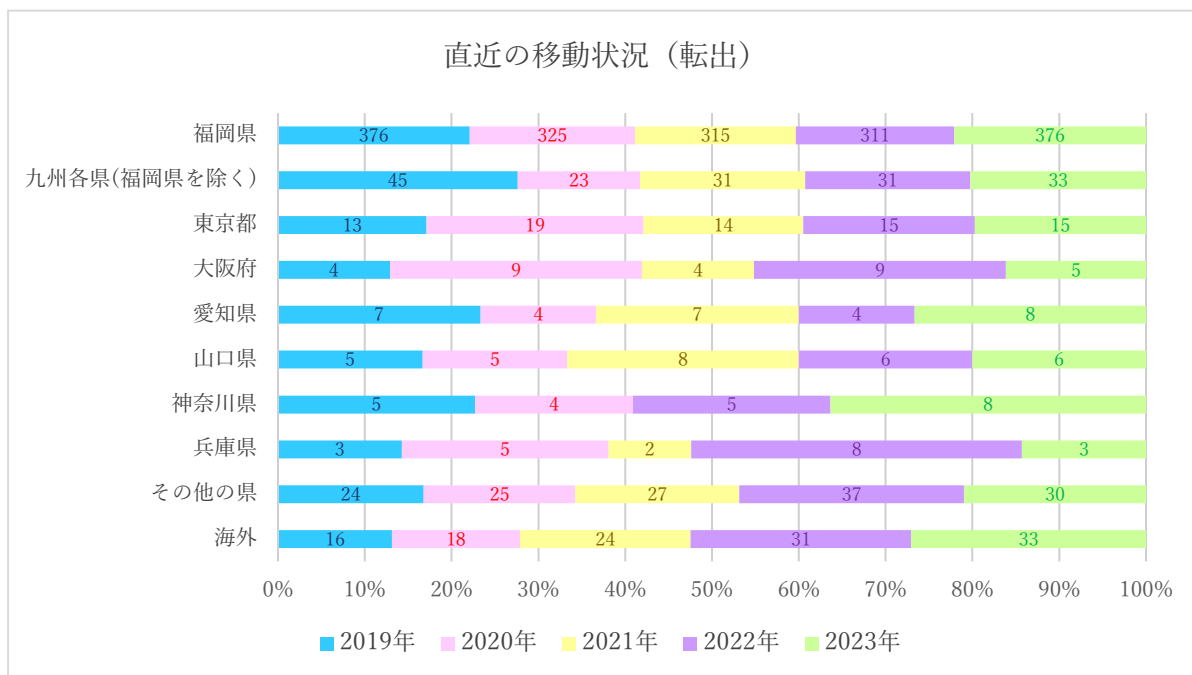


▲ 年齢階級別人口移動状況の純移動動向（女性）（出典：住民基本台帳）

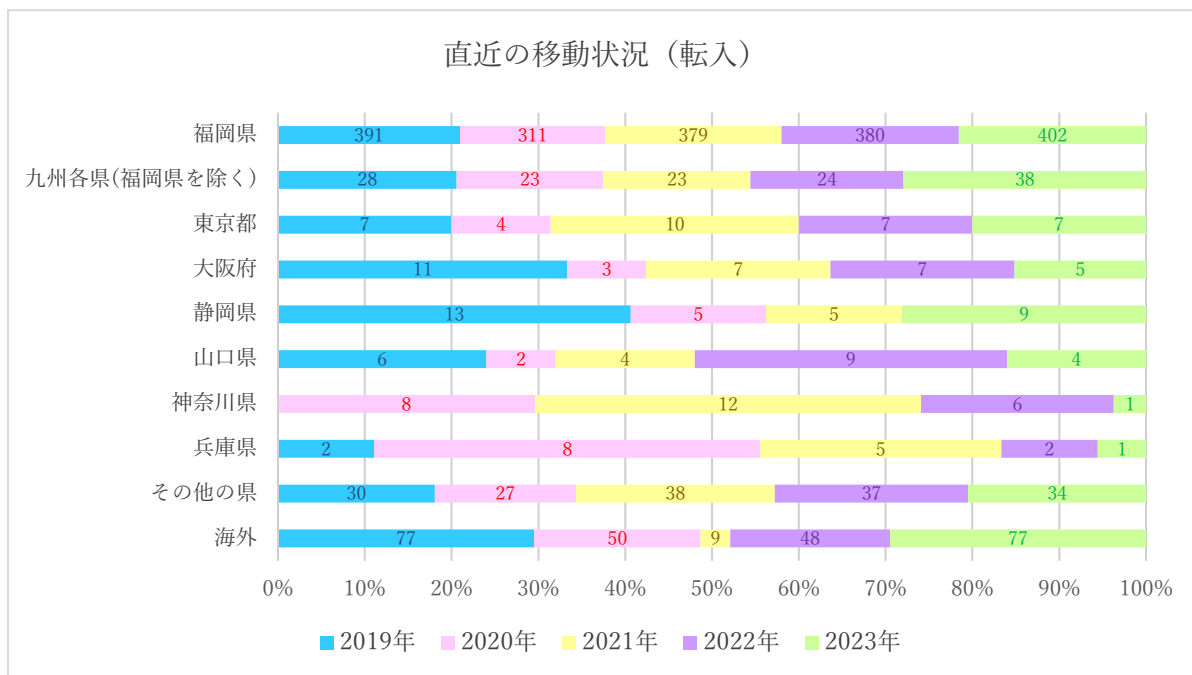
(12) 地域間（広域）移動の状況

転出転入共に福岡県内での移動が最も多く、次いで九州各県の移動が多くなっています。海外への移動については、転出が日本人と外国人が同程度、転入についてはほとんどが外国人となっています。

首都圏については、大幅な転出超過となっていますが、転入も一定程度あるほか、そもそも人数の規模も大きくないため、極端に影響を及ぼす状況とはなっていません。

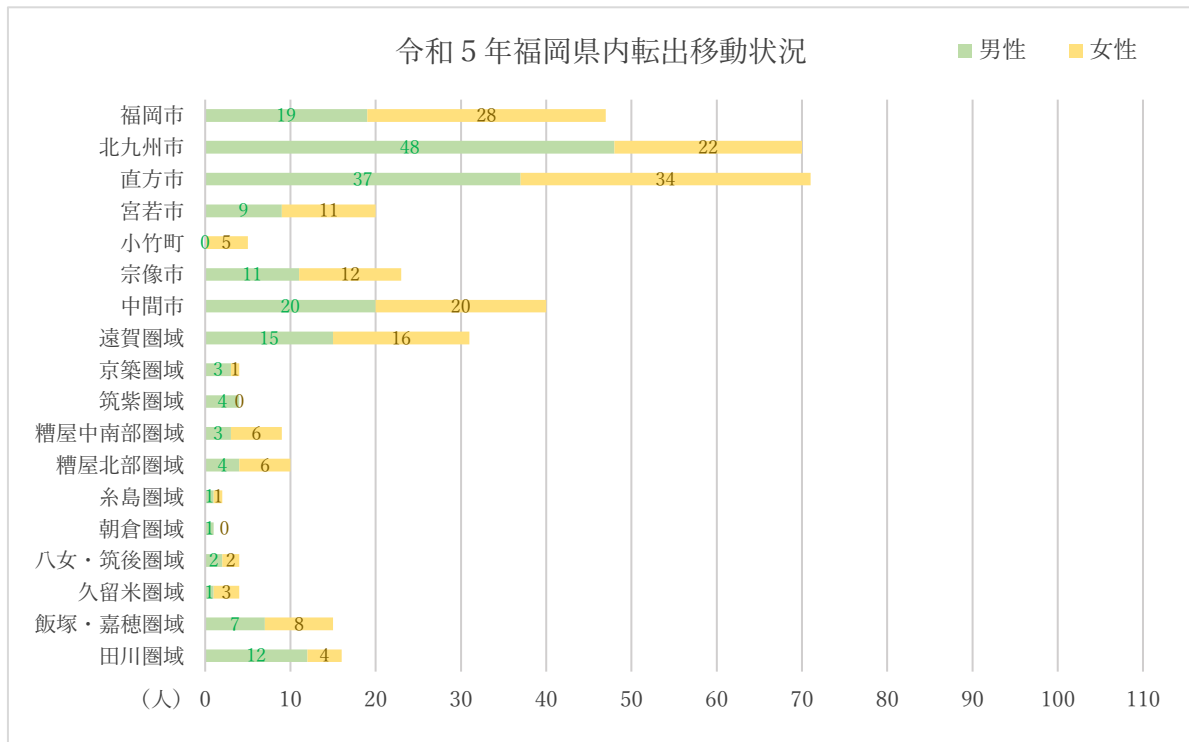


▲直近の移動状況（転出）（出典：住民基本台帳）



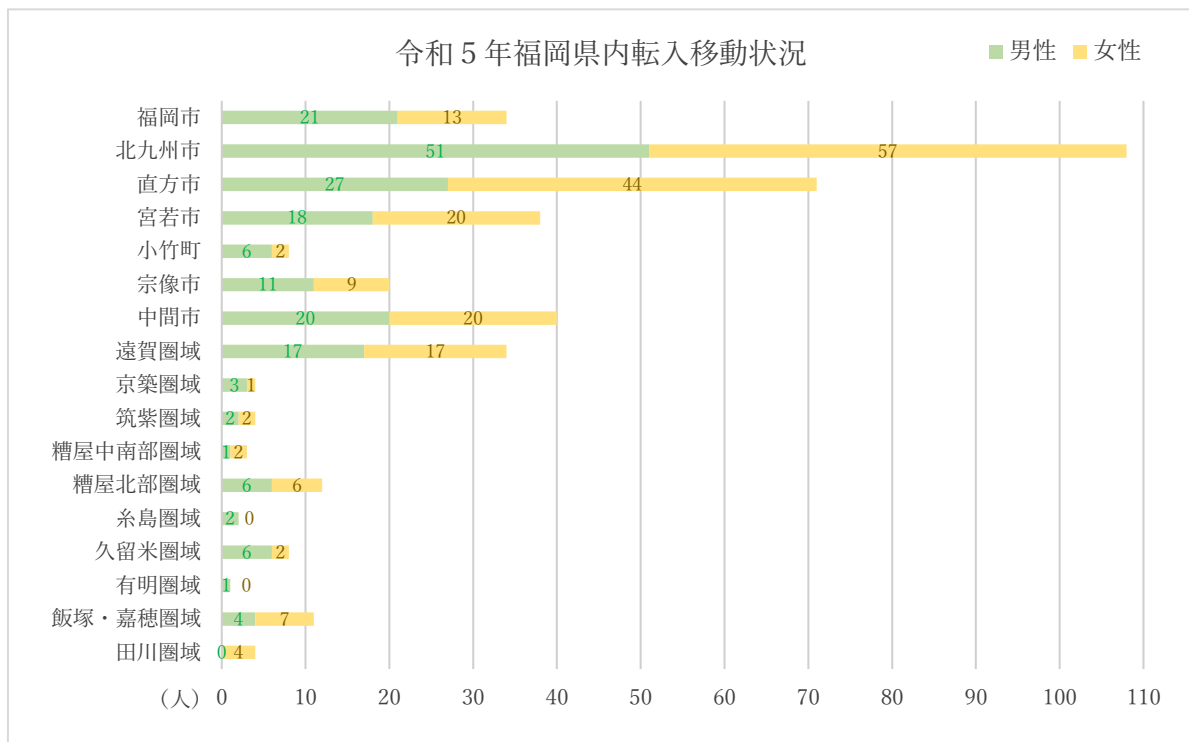
▲直近の移動状況（転入）（出典：住民基本台帳）

下のグラフは、福岡県内の転出移動状況です。北九州市、直方市への転出が多く、転出先の多くは福岡市を除き近隣市町に集中しています。



▲直近（2023年）福岡県内の転出移動状況（出典：住民基本台帳）

転入状況については、北九州市からが多く、次いで直方市となっています。転出同様、福岡市を除き、転入元の多くは近隣市町に集中しています。



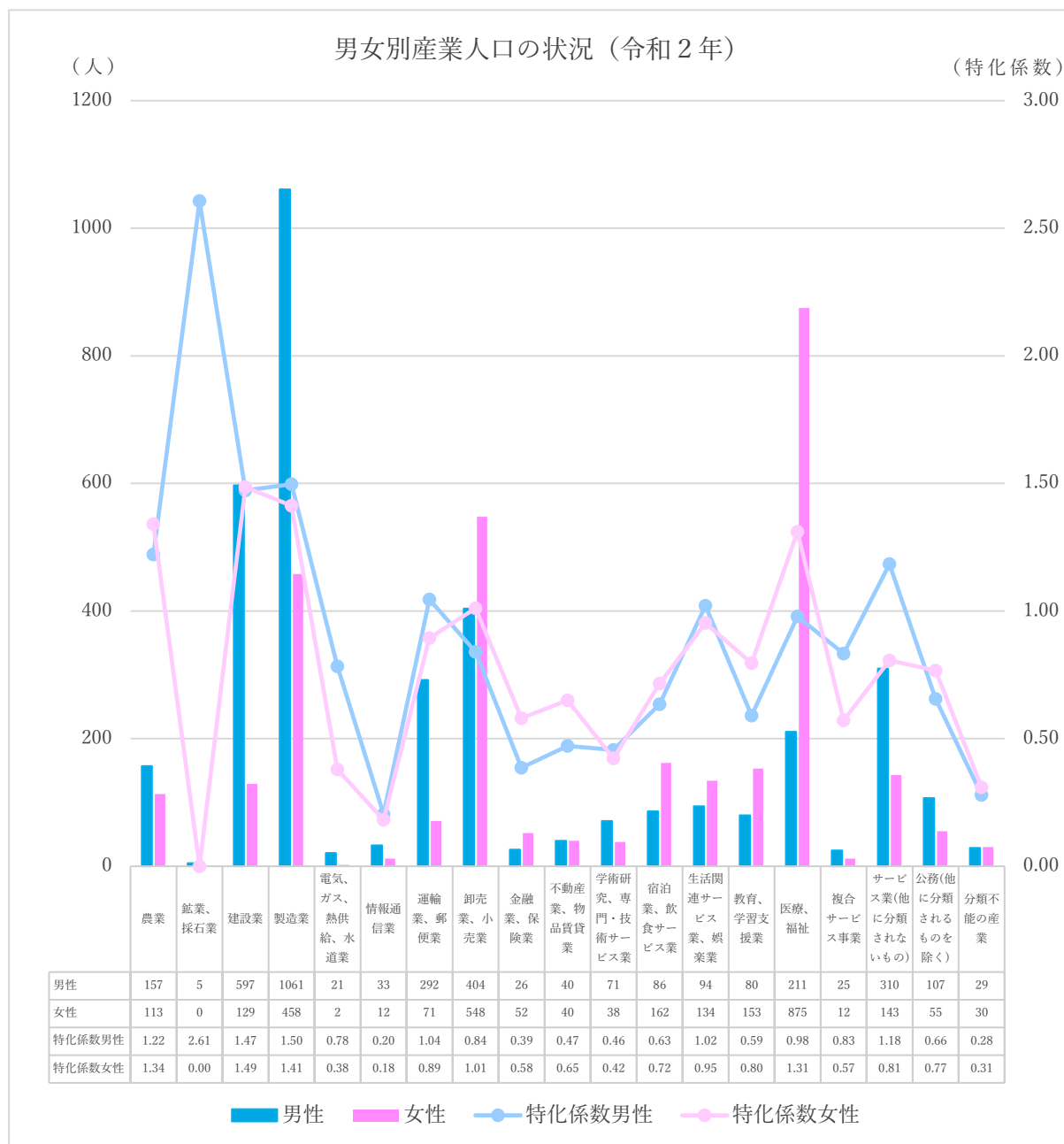
▲直近（2023年）福岡県内の転入移動状況（出典：住民基本台帳）

3. 雇用や就労等に関する分析

(1) 男女別産業人口の状況

全国の就業者比率と比較した特化係数[※]をみると、就業者の多い産業において、男性では「製造業」「建設業」「農業」の分野で高くなっています。女性は「製造業」「医療・福祉」「卸売業・小売業」の分野で高くなっています。

従業者数では、男性は「製造業」「建設業」「卸売業・小売業」の順に多く、女性は「医療・福祉」「卸売業・小売業」「製造業」の順に多くなっています。



▲男女別産業人口の状況（出典：国勢調査）

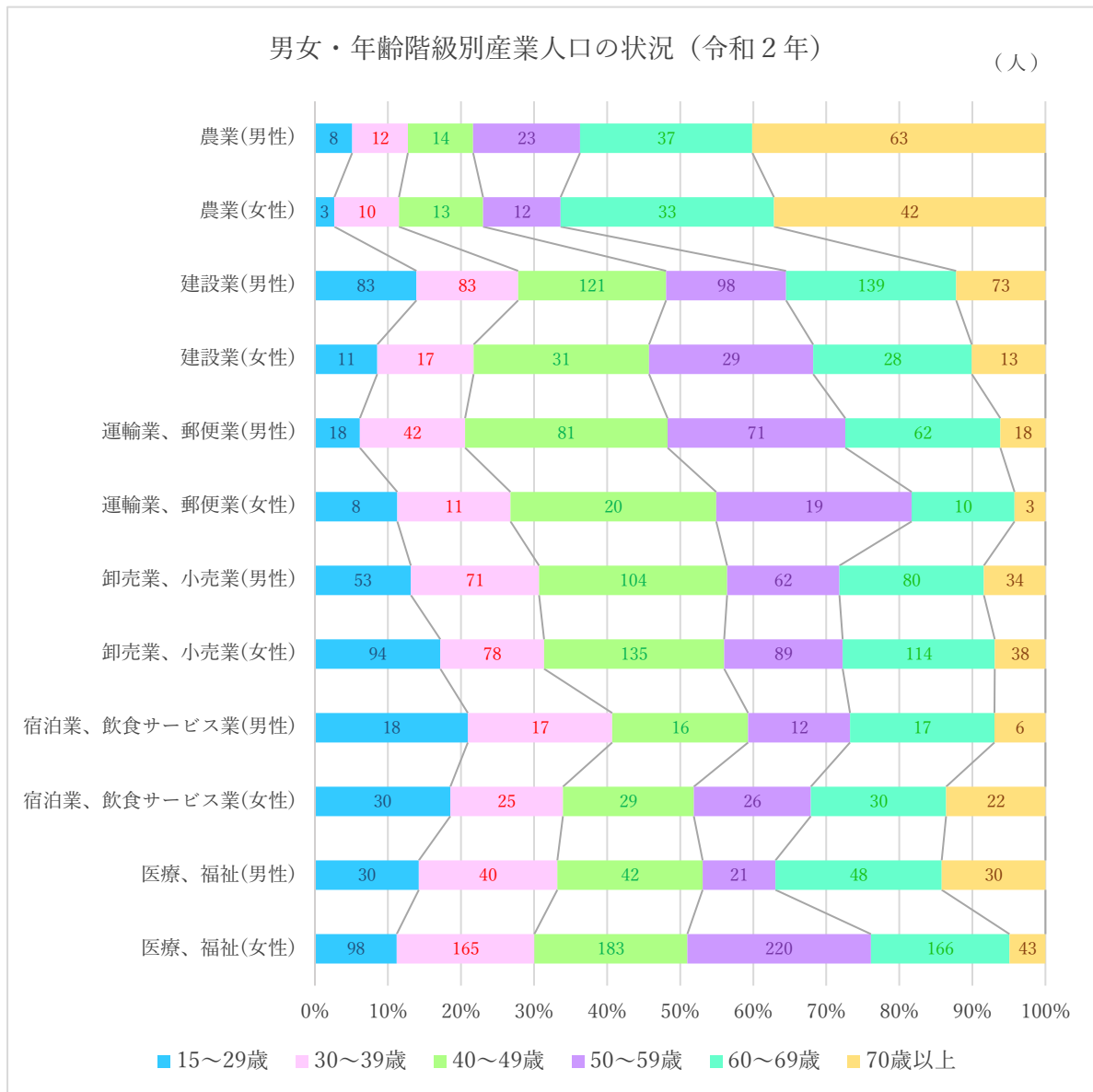
※特化係数とは、町のX産業の就業者比率を全国のX産業の就業者比率で割ったもので、特化係数が「1」であれば全国平均レベル。1以上であれば町はX産業に特化していると考えられます。



（２）年齢階級別産業人口の状況

令和2（2020）年の国勢調査の年齢階級別産業人口をみると、男性では「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」、女性では「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」の分野で30代以下の若者の割合が高くなっています。

一方、男女ともに農業分野で60歳以上の従事者が6割以上となっており、他の産業に比べて著しく高齢化しているため、今後の農業就業者数の減少が懸念されます。

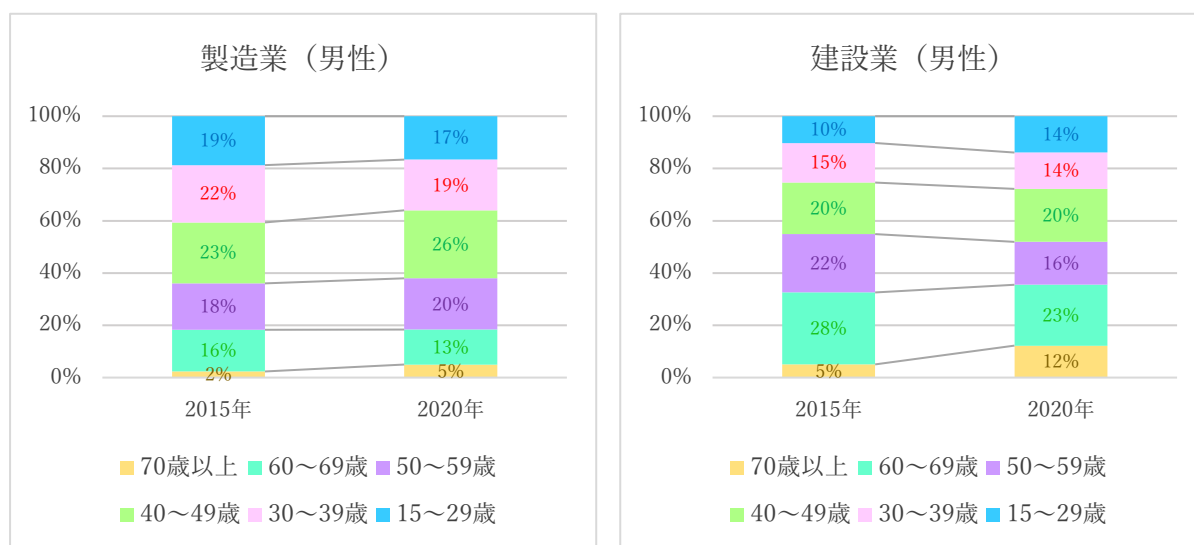


▲ 年齢階級別産業人口の状況（出典：国勢調査）

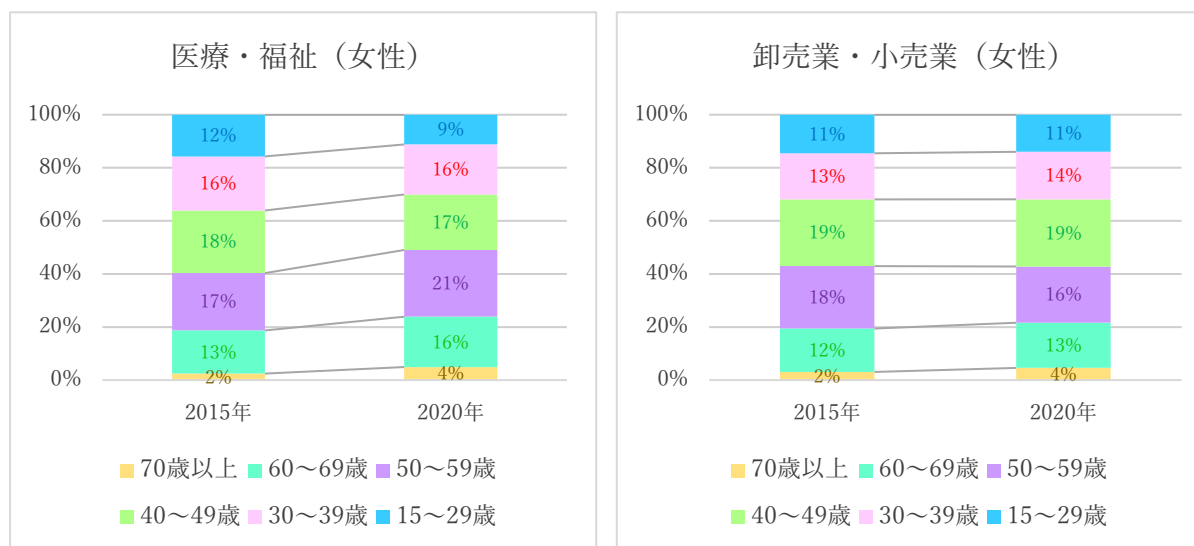
（３）年齢階級別産業人口の変化

男性は、依然として「製造業」「建設業」、女性は「医療、福祉」「製造業」に特化しています。しかし、女性の就業者が最も多い「医療、福祉分野」では、少子高齢化に伴う需要と供給のバランスの問題が、今後、より一層深刻化すると予想されています。超高齢化社会に突入している現在、「医療、福祉分野」のみならずすべての産業において、環境・人材を含む労働資源不足は深刻さを増しています。

国においては少子化対策に注力し、さまざまな施策を打ち出しているところですが、高齢化率が国全体よりも10ポイントも高い本町においては、少子化対策はもとより、働き方改革等による「高齢者の就労促進」も必要となっています。



▲ 男性の年齢階級別産業人口の変化（出典：国勢調査）



▲ 女性の年齢階級別産業人口の変化（出典：国勢調査）

4. 将来人口の推計

(1) 人口減少の現状

一般に人口減少は、老年人口の推移の変化に伴い、大きく以下の3つの減少段階を辿るとされています。

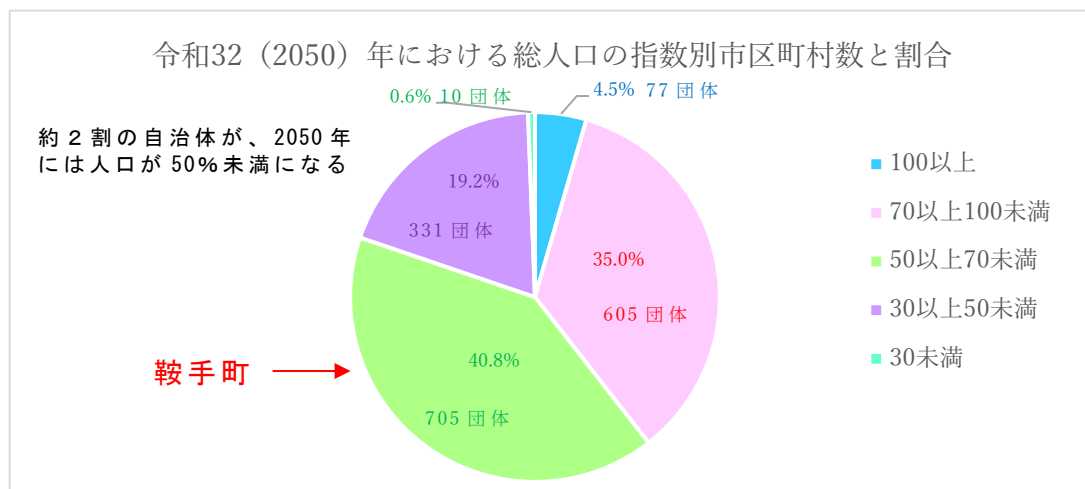
- ・ 第一段階：年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加
- ・ 第二段階：年少人口・生産年齢人口の減少が加速、老年人口が維持または微減
- ・ 第三段階：年少人口・生産年齢人口の減少が一層加速、老年人口の減少

第1段階が終了し、日本が本格的な人口減少社会に突入するのは令和22(2040)年とされていますが、令和5(2023)年12月に社人研より公表された『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』には、各市区町村の令和2(2020)年の総人口を100としたとき、1,651市区町村(政令指定都市を1市とカウント)のうち令和32(2050)年に指数が100を超える(人口が増える)のは、77団体(4.5%)と推計されています。残る1,651団体(95.5%)は100未満の指数(人口が減る)となり、このうち全体の約2割にあたる341団体は指数が50未満となって、令和2(2020)年に比べて総人口が半分を下回ると推計されています。

本町においては、令和2(2020)年の15,080人から令和32(2050)年には8,719人にまで減少すると推計されており、指数は57.8となります。人口減少対策は効果が表れるまでに数十年単位の時間を要するため、対策は急務となっています。

地方における人口急減は、将来世代を形成する若い世代が流出する「社会減」と出生率の低下という「自然減」の両者が相まって生じたものであり、日本の人口減少は今後、地方から中核都市や大都市へと広がると考えられ、人材供給が枯渇して、衰退していくこととなります。

社人研の「日本の将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(出生中位(死亡中位))によると、「総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口がおおよそ4割を占める」と推計されています。

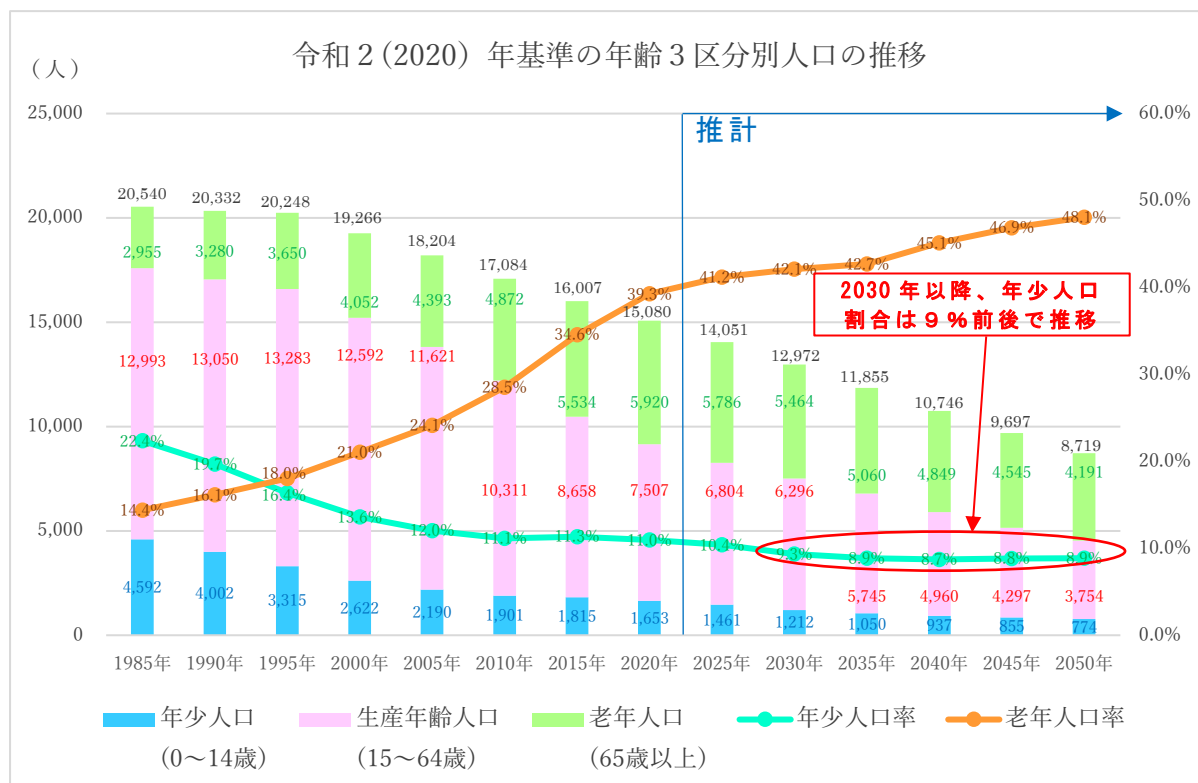


▲ 令和32年における総人口の指数別市区町村数と割合(出典:社人研)

（２）年齢３区分別人口の推移

下のグラフは、本町の令和２（2020）年の国勢調査結果に基づく、その後の年齢３区分別人口の推計です。平成27（2015）年の国勢調査結果に基づく総人口の推計は、令和２（2020）年には15,000人を切り、以降も減少を続け、老年人口の増加と年少人口の減少は急速に進むと予想されていました。さらに昭和60（1985）年以降減少を続けている年少人口は、平成22（2010）年には総人口に占める割合が11.1%となり、平成27（2015）年の予測値では、10.1%になると見込まれ、少子高齢化が加速度的に進むことが予想されていました。

しかし、令和２（2020）年の国勢調査の結果では、総人口は15,080人となり、予測値よりも267人多い結果となりました。内訳としては、年少人口がプラス29人、生産年齢人口がプラス183人、老年人口がプラス113人となっています。これは、定住施策のひとつである「定住促進奨励金交付事業」が一翼を担っているものと考えられます。



▲年齢３区分別人口推計（出典：国勢調査、社人研）

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
年少人口	実数	1,815	1,653	1,461	1,212	1,050	937	855	774
	年齢別割合	11.3%	11.0%	10.4%	9.3%	8.9%	8.7%	8.8%	8.9%
生産年齢人口	実数	8,658	7,507	6,804	6,296	5,745	4,960	4,297	3,754
	年齢別割合	54.1%	49.8%	48.4%	48.5%	48.5%	46.2%	44.3%	43.1%
老年人口	実数	5,534	5,920	5,786	5,464	5,060	4,849	4,545	4,191
	年齢別割合	34.6%	39.3%	41.2%	42.1%	42.7%	45.1%	46.9%	48.1%
総人口		16,007	15,080	14,051	12,972	11,855	10,746	9,697	8,719

▲年齢３区分別人口推計と年齢別割合（出典：国勢調査、社人研）

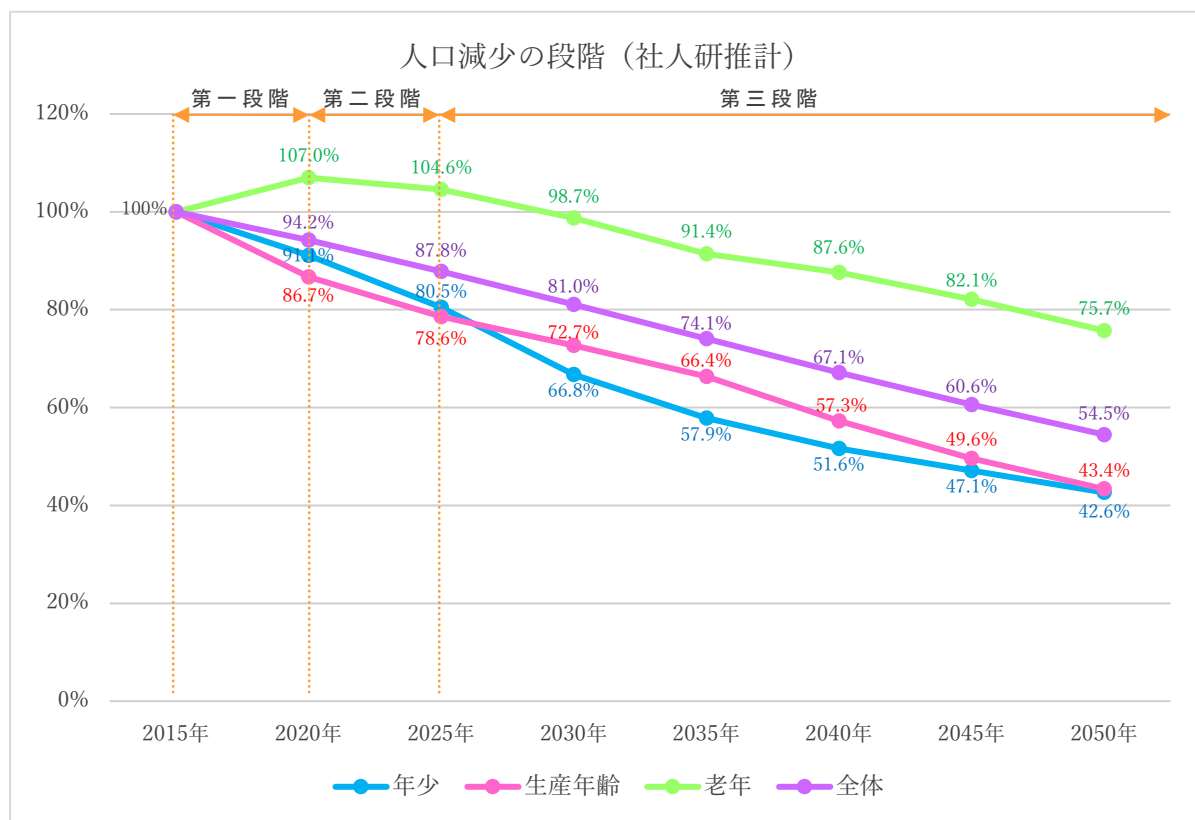
また、令和 32（2050）年まで上昇すると推計されている老年人口の割合は、令和 7（2025）年には 40%を超え、その後も上昇していくと予測されていますが、老年人口自体は、今後減少していく見込みです。

一方、生産年齢人口の割合は、平成 22（2010）年までは 60%台、平成 27（2015）年以降は 50%台、令和 2（2020）年以降は 40%台と急激な減少傾向にあります。これは、高齢化が進み、出生率が低下していることが大きな要因であり、さらに、最も人口の割合が多い団塊の世代が 65 歳以上の高齢者層となっているのも一つの要因であると考えられます。

（３）人口の減少段階

人口の減少段階においては、過疎地域では既に第三段階に入っているところもあるとされています。

本町においては、令和 2（2020）年の国勢調査の結果によると、生産年齢人口は減少しているものの、老年人口は増加しているため第一段階にあると考えられますが、令和 7（2025）年以降は老年人口も減少していくと予測され、既に第二段階に突入しており、第三段階も目前に迫っていると推察されます。



▲人口の減少段階（出典：国勢調査、社人研）

5. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

社人研の推計に基づく人口変化により、将来の鞍手町の住民生活、行財政運営に関しさまざまな影響が生じることが懸念されます。

人口減少が及ぼす影響について、以下のとおり考察しています。

（１）事業所数の減少

人口の減少に伴い、事業所数の減少が予測されます。

飲食料品の小売店舗は、平成 28 年(2016 年)時点の 29 店舗から、令和 32(2050)年には 20 店舗まで減少すると予測されています。

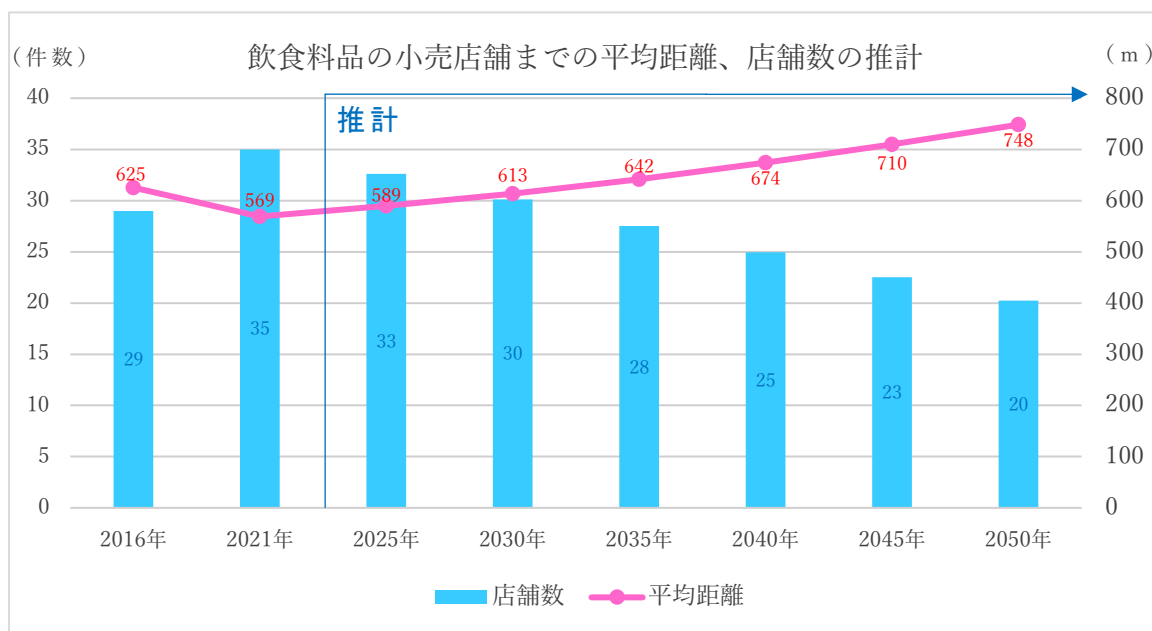
また、自宅から小売店舗までの平均距離は、平成 28 (2016) 年時点の 625m から令和 3 (2021) 年時点で 569m と若干の改善は見られましたが、令和 32 (2050) 年には 748m と 1.2 倍程度の距離となる見込みです。

【算定方法】

店舗数＝人口一人あたり店舗数×該当年の推計人口

※人口一人あたり店舗数＝R 3 店舗数（経済センサス）/R 2 人口（国勢調査）

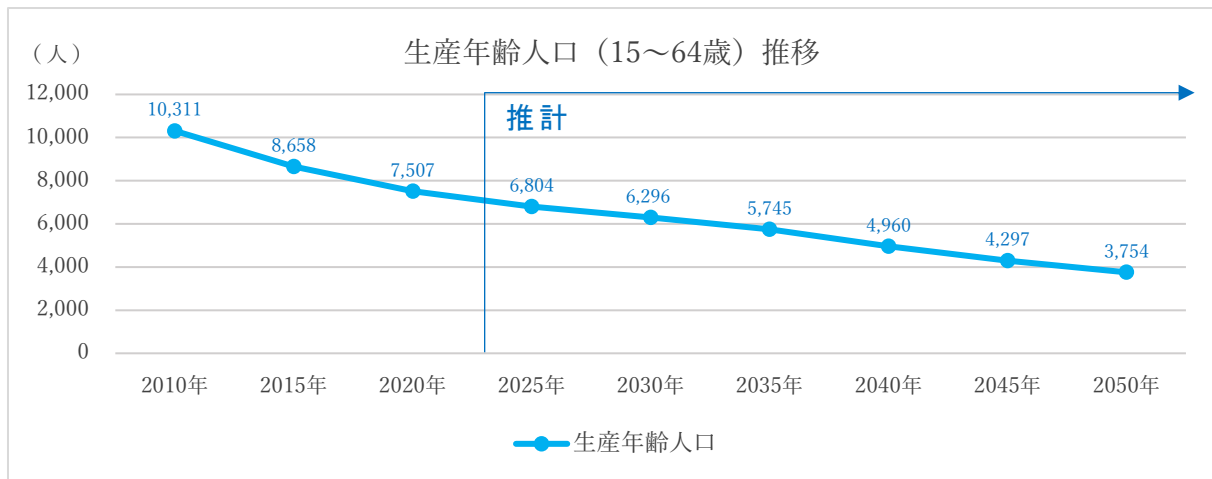
小売店舗までの平均距離（m）＝（町面積（km²）/店舗数/3.14）^{（1/2）}×1,000



▲ 飲食料品の小売店舗までの平均距離、店舗数の推計（出典：経済センサス）

（２）担い手の減少

今後、担い手不足も深刻な問題となってきます。次のグラフは、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口のグラフです。令和 2（2020）年度以降も総人口の減少とともに生産年齢人口も減少していくと推計されています。これは、高齢化や出生率の低下が大きな要因とされていますが、ほかにも女性の社会進出や晩婚化などのさまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられています。



▲生産年齢人口の推移（出典：国勢調査、社人研）

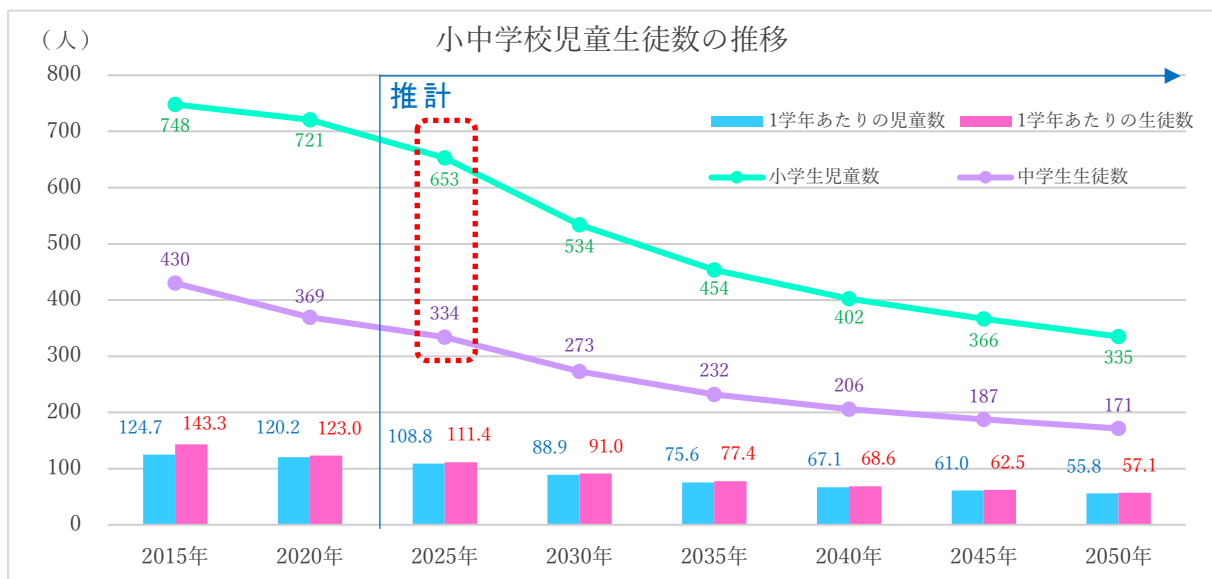
（３）小中学校の児童・生徒数の推移

小学校は、近年の少子化の影響もあり児童数は減少し続けています。今後も、児童数の減少は続くことが予想されるため、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会の提言どおり、全6小学校を1校へ統合し、令和10（2028）年4月に開校することが決定しています。

次のグラフは、令和2（2020）年を基準とし推計5歳階級別人口を按分して算出した小中学校児童・生徒の推計です。小学生は令和2（2020）年時点では721人ですが、令和32（2050）年には335人と5割以下まで減少することが予測され、120人いた1学年あたりの児童数は55人まで減少する見込みです。

中学生は令和2（2020）年時点では369人ですが、令和32（2050）年には171人と小学生と同じく5割以下まで減少する見込みです。

しかし、令和6（2024）年5月の学校基本調査では小学生671人、中学生373人となっており、それから1年後の令和7（2025）年の予測値と比べると児童・生徒ともに若干高くなっており、年少人口の減少率が推計値よりも小さくなっていることが見て取れます。



▲小中学校児童・生徒数の推移（出典：学校基本調査、社人研）

6. 仮定値による将来人口の推計と分析

(1) 仮定値による人口推計の概要

以降の人口推計は、少子化対策及び子育て世帯の流入に主眼を置いて次の仮定値を設定し、社人研による推計値を基準値としながら、自然動態と社会動態の改善に向けた対策を講じたものとして推計しています。

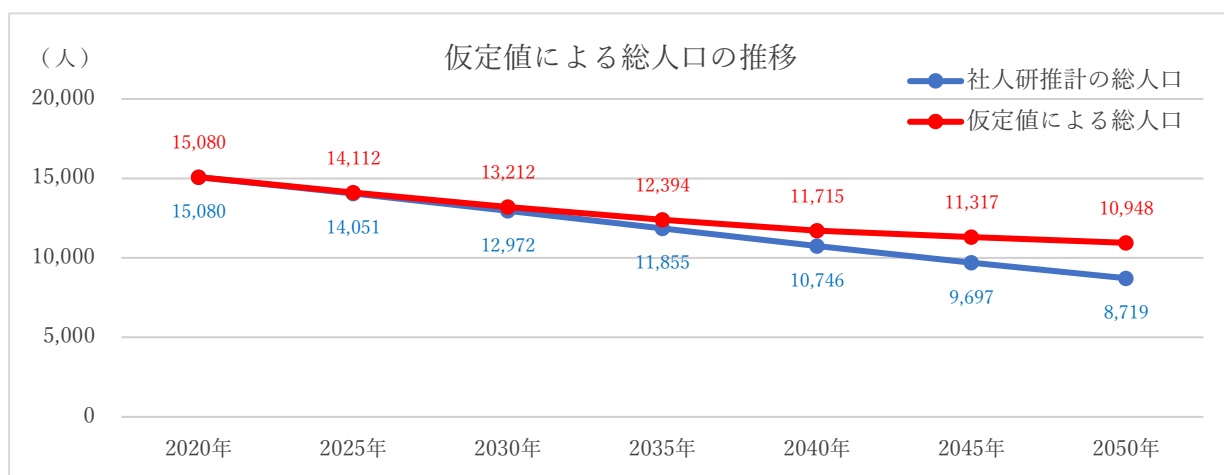
【自然動態、社会動態ともに改善】

自然動態及び社会動態の改善に向けた対策をどちらも講じたものとして、以下の仮定値を設定して推計を行います。

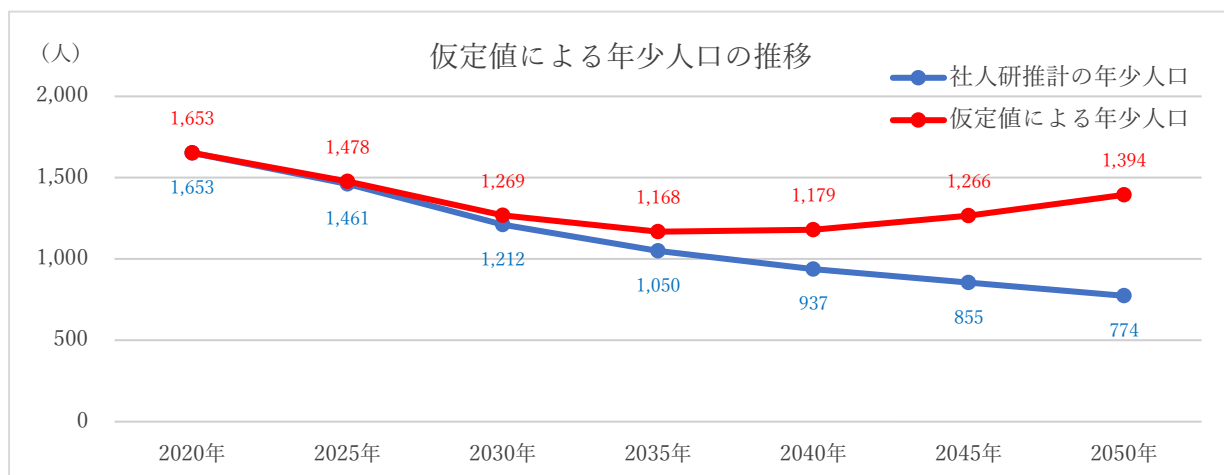
【仮定値の設定条件】

- ・出生数：令和22（2040）年までに年間80人に増加
- ・移動数：令和32（2050）年までに年間60組の若者夫婦が移住（20歳～30歳代夫婦が転入）

(2) 仮定値による人口の推移



▲ 仮定値による総人口の推移



▲ 仮定値による年少人口の推移



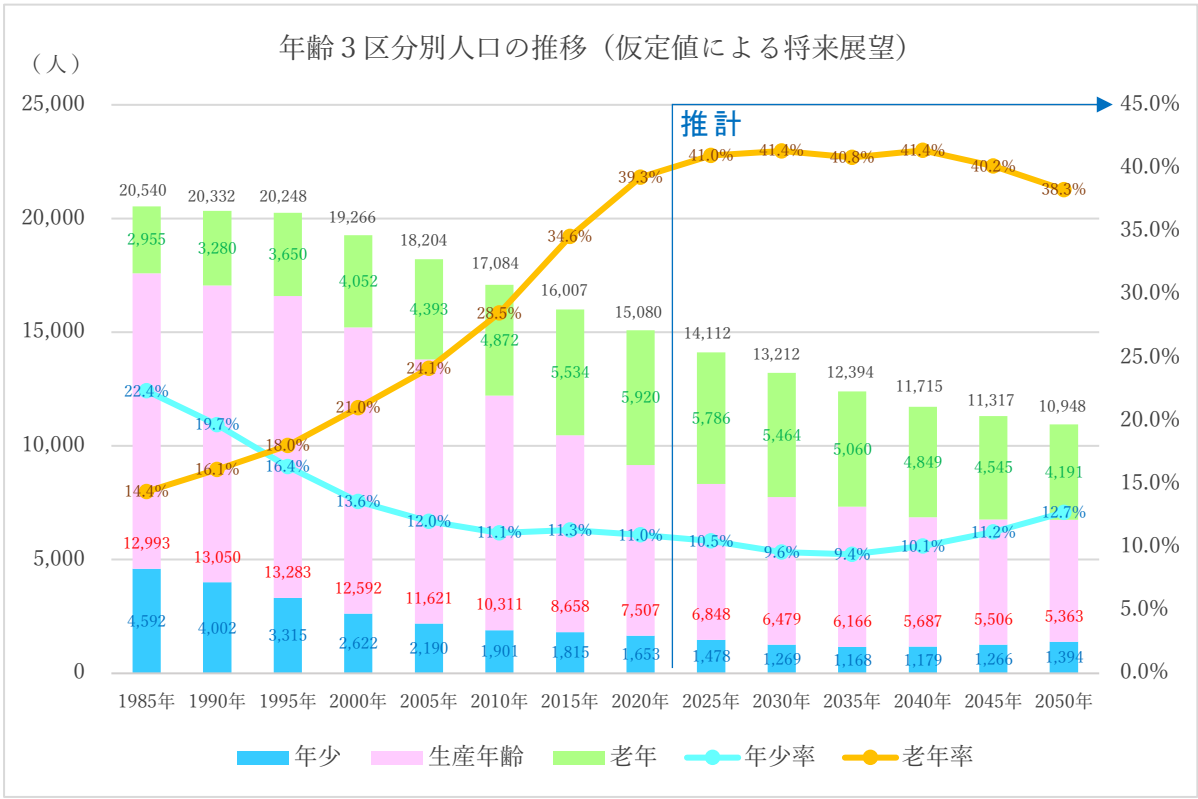
7. 人口の将来展望

(1) 人口の目標値

人口の将来展望を短期、中期、長期目標として掲げ、人口減少に歯止めをかける施策を実施しています。(令和7(2025)年3月策定時)

短期目標	令和12(2030)年の総人口	13,300人
中期目標	令和17(2035)年の総人口	12,400人
長期目標	令和32(2050)年の総人口	11,000人

(2) 年齢3区分別人口の推移(将来展望)



▲年齢3区分別推移(仮定値による将来展望)

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
年少人口	実数	1,653	1,478	1,269	1,168	1,179	1,266	1,394
	対2020年比	100%	89%	77%	71%	71%	77%	84%
生産年齢人口	実数	7,507	6,848	6,479	6,166	5,687	5,506	5,363
	対2020年比	100%	91%	86%	82%	76%	73%	71%
老年人口	実数	5,920	5,786	5,464	5,060	4,849	4,545	4,191
	対2020年比	100%	98%	92%	86%	82%	77%	71%
総人口		15,080	14,112	13,212	12,394	11,715	11,317	10,948

▲年齢3区分別人口推移(仮定値による将来展望)

（３）必要とする取組

人口動向の現状と課題を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるための施策に取り組みます。

①「自然増」を実現するための対策に取り組む

結婚・出産は個人の自由な意思決定に基づくものであることが大前提ですが、その上で、本町に住むことで結婚や出産、子育てについて希望を持つことができるように施策に取り組んでいきます。

20歳～40歳代の未婚者が年々増加しているため、これらの人々が結婚し、子どもを産み育てたいと思う環境づくりに積極的に取り組むことが重要であり、地域や企業にも主体的な取組を働きかけていきます。

②「社会増」を実現するための対策に取り組む

大学進学や就職による転出はやむを得ませんが、U I Jターンなどによる転入増加を図り、生産年齢世代の移住施策に取り組むことで、子どもを産み育てる年齢層の増加につなげていきます。

（４）将来展望に向けての方向性

人口減少対策に向けて移住・定住の促進が急務です。移住先として選ばれる町になるためには、鞍手町独自の施策の展開が必須となります。

これまでも実施し一定の効果が見られた移住・定住施策については、継続するだけではなく、より魅力があり選ばれるものとするため充実強化していく必要があります。特に少子化対策について、子育て世代などの若者世代の移住はもちろんのこと、少子化対策に直結する子ども・子育て施策に関しては、産前から産後まで長期間にわたる切れ目のない支援が重要となります。

また、住宅施策として、官民を問わず住宅や宅地の整備が必要となりますが、増加している空き家を有効活用し移住につなげるための施策も重要となります。

さらに、住み続けたいと思われる町にするためには、生活基盤の充実が必須となります。

第5次総合計画の成果でもあるコンパクトシティ（都市機能の集中）を起点に、更に利便性の高い住みやすいまちにするために公共交通の充実強化は重要です。中心地以外の地域においても、日常生活等に不便を感じさせない交通手段の確立や、さらに視点を広げ近隣市町とスムーズに接続できる交通網の整備も必要です。

また、教育環境の充実や公園等の整備も重要な要素であるため、注力していく必要があります。

第3章 デジタル田園都市国家構想総合戦略

1. 総合戦略の基本的な考え方

平成26(2014)年5月、民間組織である日本創成会議人口減少問題検討分科会は、今後30年間で出産の中心世代となる20歳から39歳までの女性の人口が半減する自治体を「消滅可能性都市」として公表し、日本中に激震が走りました。国は、これをきっかけとして平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少対策や東京一極集中の是正を始めとした地方創生の取組が始まりました。

国は、人口の将来展望を示した「長期ビジョン」と今後5年間の施策を示した「総合戦略」を策定して取組を進めることとし、地方公共団体にも「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を求めて、連携して地方創生の取組を推進することとしています。

総合戦略の策定に当たっては、各施策に目標値としてKPI(重要業績評価指標)を設定することとされており、目標値の達成に向けて取り組むことによって地方創生を着実に推進できるしくみとなっています。

2. 鞍手町デジタル田園都市国家構想総合戦略

(1) 策定の背景

まち・ひと・しごと創生法の制定により、国を挙げての地方創生の取組が開始されたことを受け、本町では平成27(2015)年度中に人口ビジョンと第1期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し地方創生の取組を開始しました。令和元(2019)年12月には、人口ビジョンを改定するとともに、令和2(2020)年度を始期とする第2期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「第2期総合戦略」という。)を策定し、引き続き地方創生の取組を推進してきました。

この間、人口の社会減や自然減により起こる地域社会や地域経済の衰退、未来技術の進展、働き方改革、外国人との共生等、社会情勢は大きく変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとしてテレワークやWEB会議といったデジタル技術の有効性が広く認識されるようになりました。

第3期目となる本計画は、第2期総合戦略の成果や課題を検証しつつ、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化する「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた国の方針を踏まえ、鞍手町デジタル田園都市国家構想総合戦略(以下、「第3期総合戦略」という。)として策定することとしました。

なお、第3期総合戦略は、第6次総合計画に包含する形で一体的に策定しています。

（2）国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の概要

国は、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定して地方創生を推進しています。

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

➢ テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。**

➢ **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。**

➢ デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**

➢ **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。**

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**創生施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示。**

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 **地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 **人の流れをつくる**
「転機なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 **結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 **魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 **デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 **デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への定着促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 **誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事業等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

＜モデル地域ビジョンの例＞

- スマートシティ・スーパーシティ
- 「デジタル」中山間地域
- 高卒生協創都市
- SDGs 未来都市
- 脱炭素先行地域
- バイオマス産業都市

＜重要施策分野の例＞

- 地域交通の「リ・デザイン」
- 遠隔医療
- 地域創生テレワーク
- 白銀都市の「リ・デザイン」
- こども政策
- 教育DX
- 観光DX

＜施策間連携の例＞

＜地域間連携の例＞

▲ デジタル田園都市国家構想の政策体系（出典：内閣府地方創生室）

（3）第2期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証と課題

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とした第2期総合戦略は、4つの基本目標と、横断的な目標を掲げるとともに、基本目標毎に数値目標と具体的施策を掲げ、実施してきました。

施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定し、毎年検証を行い、常にPDCAサイクルを回すしくみを構築し、目標達成したものには新たな目標を掲げて取り組みました。



（４）基本目標及び具体的施策の達成状況

下記は、令和５（２０２３）年度末現在の基本目標の達成状況です。なお、指標の見方は次のとおりです。

※評価状況 達成◎ 概ね達成○ 策定時より改善△ 改善を要する▲

※策定値（平成 30 年度末）、目標値（令和 6（2024）年度末）、現在値（令和 5（2023）年度末）

※アンケートによる満足度調査は、令和 6（2024）年 6 月に実施したものを現在値に記載

※具体的施策の連番は、削除・統合事業があるため、一連番号にはなっていない

指 標		策 定 時		目 標 値	現 在 値	達 成 状 況
基本目標 1 鞍手町における安定した雇用の創出と創業支援						
廃業率の抑制		5.34%		4.36%	4.15%	◎
開業率の向上		5.44%		6.54%	6.42%	△
評価検証	目標値に掲げた廃業率の抑制は、令和 3 年（2021 年）度の経済センサス活動調査の結果、目標を達成しました。廃業数自体は前回調査時よりも増加していますが、それを上回る開業があったため、相対的に廃業率が低下したものであると思います。 開業率については、プラスに転じました。コロナ禍による影響があるにも関わらず、働き方の変化により新規起業者等が増加したのではないかと分析しています。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I （策定時）		目標値	現在値	進捗率
1-1	専門家派遣事業	派遣企業数	7 社 （者）	60 社 （者）	52 社 （者）	84.9%
1-4	商業店舗リフォーム 補助金交付事業	補助企業数	未実施	16 社 （者）	8 社 （者）	50.0%
2-1	産業競争力強化法に 基づく創業支援事業	創業社数 （者）	23 社 （者）	53 社 （者）	42 社 （者）	63.3%
2-2	商品開発促進事業	新商品数	未実施	25 品	3 品	12.0%
3	I T の利活用の促進	セミナーの 開催	3 回	10 回	7 回	57.1%

※廃業率、開業率は、令和 3（2021）年度数値



指 標		策定値		目標値	現在値	達成状況
基本目標 2 鞍手町への新しいひとの流れをつくる						
社会増減		－68 人／年		50 人／年	25 人／年	○
観光入込客数		275,000 人		330,000 人	233,146 人	▲
評価検証	社会増減は、年間プラス 50 人を目標値に掲げていましたが、年度毎で変動があります。令和 2（2020）年度においては、計画策定時のマイナス 68 人がマイナス 128 人もの大幅な転出超過となり、その転出の多くが大学進学などによる理由でした。しかし、令和 3（2021）年度はマイナス 2 人までと大幅に改善し、令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度に関してはプラスに転じました。この効果については、定住促進奨励金交付事業や空家バンクを通じての転入による効果であると判断しています。 観光入込客数については、令和 3（2021）年度事業の検証の際、当初掲げていた目標値を変更しましたが、観光入り込み客数の大きな要因であった「くらて学園」の集客数の伸びが芳しくなく、目的達成には至っていないのが現状です。移住定住の促進については、定住促進奨励金交付事業や空家バンクなど目標どおりに実施できており、2 年連続社会増を達成しているため、貢献できていると評価しています。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I（策定時）		目標値	現在値	進捗率
4	学校まるごとサバカル事業	来園者数	延べ 13,600 人	延べ 80,000 人	延べ 47,235 人	50.7%
5	観光まちおこしプロジェクト	消費者満足度	未実施	90.0%	未実施	0.0%
6	まちの歴史魅力発信事業	博物館 来館者数	2,797 人	4,000 人	0 人	0.0%
7	定住促進奨励金交付事業	転入者数	420 人	850 人	834 人	96.3%
9	移住定住支援事業	都市部からの 移住世帯数	14 世帯	60 世帯	57 世帯	93.5%



指 標		策定値		目標値	現在値	達成状況
基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える						
0 歳から 14 歳までの人口割合		11.3%		13.0%	10.4%	▲
子育て支援策の満足度		56.1%		90.0%	63.0%	△
評価検証	0 歳から 14 歳までの人口割合は、第 1 期総合戦略を策定した際は、11.0%で、第 2 期の際は、11.3%でした。若干の回復を見せていましたが、第 2 期期間中は、10.7%から 10.4%で推移しています。社人研の推計においても、令和 7（2025）年は 10.4%となる推計でほぼ同水準での人口推計となっています。出生数は年々減少している状況ではありますが、移住定住施策（定住促進奨励金交付事業）の効果により、大幅な減少とはなりませんでした。 子育て支援策の満足度については、令和 6（2025）年 6 月に実施した「鞍手町まちづくりに関するアンケート」の結果においては、前回調査時が 56.1%であったものが、63.0%と微増しています。今後も子育て世代が満足できる環境の整備や支援策が必要であると分析しています。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I （策定時）		目標値	現在値	進捗率
11	妊婦健診の拡充 （妊婦健診時の子宮頸がん検診公費負担）	子育て支援策 の満足度	56.1%	90.0%	63.0%	20.4%
13	新生児聴覚検査支援事業					
14	待機児童解消加速化事業	待機児童の解消	20 人	0 人	0 人	100.0%
15	小学校交流事業	子育て （教育） 支援策の 満足度	65.2%	90.0%	65.6%	1.6%
16	学習アシスタント事業					
17	英語教育の充実 （A L T の拡充）					
18	放課後教室の設置					



第3部 基本計画

指 標		策定値		目標値	現在値	達成状況
基本目標 4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する						
住みよいと感じている人の割合		44.8%		80.0%	39.8%	▲
評価検証	住みよいと感じている人の割合は、令和 6（2025）年 6 月に実施した「鞍手町まちづくりに関するアンケート」の結果において、前回調査時に 44.8%であったものが、39.8%の割合となりました。 ただし、年齢や地域によって差異が生じており、年齢別では、60 歳代、80 歳以上で割合が高く、20 歳未満の若年層は、全体に比べ低い状態となっています。そのため、前回アンケートより、若者の回答率が高かった今回のアンケートでは、低い結果になったと拝察されます。 また、地域によっても割合に差異があるのは、地域独特の地縁によるつながりや生活の利便性など、回りの環境による影響があるようです。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I（策定時）		目標値	現在値	進捗率
19	自主防災組織支援事業	避難訓練の実施数	1 回/年	3 回/年	0 回	0.0%
20	高齢者の健康づくり事業	—	—	—	—	—
21	魅力ある広域連携事業	連携事業数	24 事業	40 事業	37 事業	81.3%



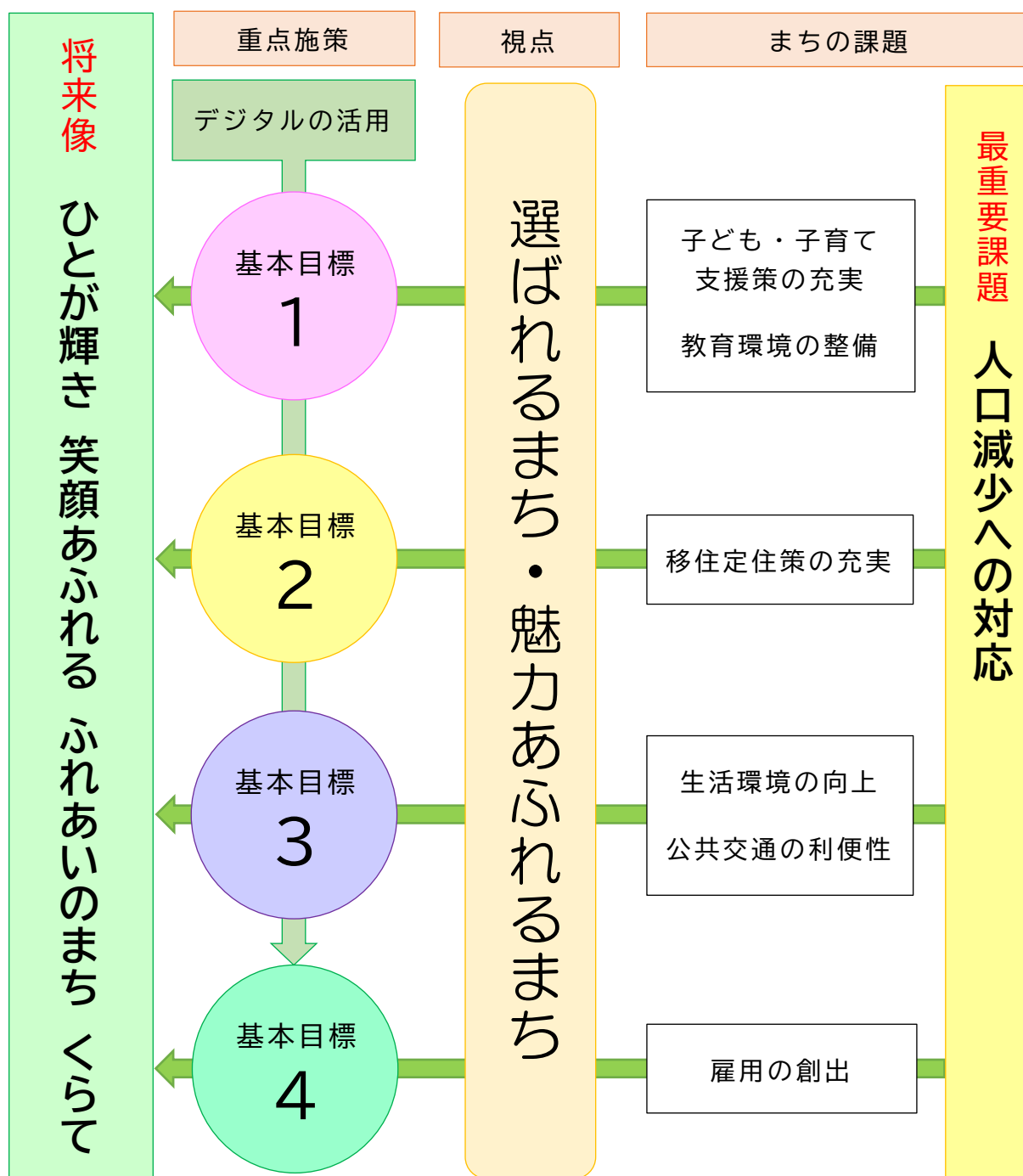
指 標		策 定 値		目 標 値	現 在 値	達 成 状 況
横断的な目標 1 新しい時代の流れを力にする						
未来技術の活用		－		－	－	◎
評価検証	未来技術の活用と情報発信の強化については、目標値は設定していませんでしたが、具体的施策の達成状況により、おおむね達成していたと判断しています。 地域の実情に応じた Society5.0 の推進について、「鞍手町 D X 推進計画」に基づき進行できており、デジタル田園都市国家構想交付金（Type 1）の採択を受け、令和 6（2024）年度の新庁舎開庁にあわせて「書かない窓口」のシステムを導入する予定となっていることから、目標どおりに活動できたと判断します。 また、情報発信の強化についても、L I N E 登録者数の伸びは令和 4 年度より大きくなっており、令和 5 年度末時点の登録者数は目標値に到達しているため、未来技術の活用と情報発信の強化については、具体的施策側で目標を達成できていると評価できます。					
具体的施策の達成状況						
No.	具体的施策	K P I （策定時）		目 標 値	現 在 値	進 捗 率
22	地域の実情に応じた Society5.0 の推進	計画の策定	未実施	計画の策定	策定済	100.0%
23	情報発信の強化	L I N E 登録者数	未実施	3,000 人	3,014 人	100.5%

第4章 前期基本計画

1. 施策体系

(1) 体系図

まちの将来像と課題の関係性は、次のとおりです。





(2) 前期基本計画体系図

町では、将来像を実現するため、16の基本施策を定めます。

将来像 ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて	基本目標 1	人にやさしいまちをつくります 生まれてから一生涯を応援するまちの実現	
		指標	出生数：80人／年　子育て支援策の満足度：90.0% 教育支援策の満足度：90.0%
	基本施策1　子ども・子育て支援の充実		
	基本施策2　生きる力を育む教育環境の確保		
	基本施策3　ライフステージに応じた学習の場の提供		
	基本施策4　人権教育・男女共同参画の推進		
	基本施策5　いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり		
	基本目標 2	ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります ひとが集い笑顔があふれるまちの実現	
		指標	若者夫婦の移動数：60組／年　社会増：50人／年 観光入込客数：330,000人
	基本施策6　選ばれる移住施策の推進		
	基本施策7　観光資源の発掘と活用		
	基本施策8　届ける、つながるまちづくり		
	基本目標 3	いつまでも住み続けたいまちをつくります 魅力的で住みよいまちの実現	
		指標	住みよいと感じている人の割合：90.0% 公共交通の満足度：25.0%
	基本施策9　計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり		
	基本施策10　将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進		
	基本施策11　安定したライフラインの確保		
	基本施策12　地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保		
	基本施策13　誰もが住みたくする住環境の確保		
	基本施策14　安心して暮らせるまちづくり		
	基本目標 4	地域資源を活かした元気なまちをつくります まちを支え、ひとを育む地域産業の実現	
		指標	生産年齢人口の割合（年齢別割合）：49.0% 町内の事業所数：650事業所
	基本施策15　安定した農業生産力の確保		
	基本施策16　企業経営力の向上		

(3) 前期基本計画のページ構成と見方

基本構想を実現するための基本目標を示しています。

基本目標

人にやさしいまちをつくります

1

生まれてから一生涯を応援するまちの実現

施策の効果を測るための
指標を示しています。

基本目標に対する指標		
指標（K P I）	現状値	目標値
出生数	61 人／年	80 人／年
子育て支援策の満足度	62.0%	90.0%
教育支援策の満足度	基本目標に対する基本施策と、関連する行政分野を掲載しています。	

基本目標に対する基本施策と、関連する行政分野を掲げています。

基本施策	行政分野	対応するSDGs
【基本施策1】 国が進めるデジタル田園都市国家構想（地方創生）に関する取組についてロゴマークを表示しています。	子育て支援 保育 母子保健	2 質の高い教育をみんなに 3 すべての人に健康と福祉を

(1) 基本施策 1 子ども・子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまでの相談対応件数の増加などの状況等を踏まえ、世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るための児童福祉と母子保健の一体的組織として、こども家庭センターを設置することとされ、令和6（2024）年4月から健康こども課内に「鞍手町こども家庭センター」を設置しました。

施策に関する現状と、まちの将来像を実現する上での課題を示しています。

【基本方針】

これまで、子育て世帯向け支援センター（母子保健法）、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）の相談支援を行ってきましたが、子ども家庭支援センターの開設により、子育て世帯及び子どもに対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を実施していきます。

まちの将来像を実現するために取り組んでいく施策を示しています。

【現状と課題】と【基本方針】には、
代表的なものを記述しています。



基本目標 1

人にやさしいまちをつくります

生まれてから一生涯を応援するまちの実現



基本目標

人にやさしいまちをつくります

1

生まれてから一生涯を応援するまちの実現

基本目標に対する指標

指標（K P I）	現状値	目標値
出生数	61 人／年	80 人／年
子育て支援策の満足度	63.0%	90.0%
教育支援策の満足度	62.0%	90.0%

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策1】 子ども・子育て支援の充実	子育て支援 保育 母子保健		
【基本施策2】  生きる力を育む教育環境の確保	学校教育 学校給食		
【基本施策3】 ライフステージに応じた学習の場の提供	生涯学習 スポーツ振興 家庭教育 青少年育成 公民館・図書 文化振興		
【基本施策4】 人権教育・男女共同参画の推進	人権教育 男女共同参画		
【基本施策5】 いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり	保健事業 健康増進 福祉 障がい福祉 高齢者福祉		

（１）基本施策１ 子ども・子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。また、児童虐待の相談対応件数の増加などの状況等を踏まえて児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るための新たな組織として、市町村に児童福祉と母子保健を一体的に取り扱う「こども家庭センター」を設置することとされ、令和6（2024）年4月に健康こども課内に「鞍手町こども家庭センター」を設置しました。



また、0歳～2歳児の6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えているため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に子どもを預けることができる新たな通園給付が創設されることとなっており、体制の整備が必要となっています。

近年、共働き家庭が増加しており、少子化が進んでいるにもかかわらず保育を必要とする子どもは増加しています。本町では令和3（2021）年以降、待機児童は発生していないものの、今後も保育ニーズに十分対応できるよう受入体制の確保に努める必要があります。

町内に3か所ある放課後児童クラブについては、令和10（2028）年4月の小学校統合に伴い1か所に集約するため、現在運営を委託している3つの運営主体の取扱いや集約後の運営手法について検討していかなければなりません。

本町では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する13の事業から実情を勘案して必要な子育て支援について「鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に係るさまざまな施策に取り組んでいます。

【基本方針】

これまで、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく子育て世代包括支援センターや児童福祉法に基づくこども家庭総合支援拠点で、それぞれ子育て世帯への相談支援を行ってきましたが、今後はこども家庭センターの機動性を活かし、町内すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を実施していきます。

また、保育所、こども園、小中学校等の関係機関とは日常的に連携関係を構築し、支援を必要とするこども・家庭の情報が速やかに共有される体制を整え、要

保護児童対策地域協議会における調整機関役として要支援児童、要保護児童等への支援を実施します。さらには、母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援体制を構築するとともに、乳幼児健康診査や相談支援の充実に努めます。

このほか、多様かつ複合的な問題を抱える子どもたちに対し、地域にあるさまざまな場所を活用し、安全安心で気軽に立ち寄ることができて食事等を提供できる場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることで子どもに対する地域での見守り支援体制を強化することを目的として、こども食堂やフードパントリーの開設のほか、文房具などの必要な物品の提供等によって学習支援・生活支援に取り組む団体へ事業開設経費や運営費を補助する等の支援を行っていきます。

現在、週3日開設している地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場となっていますが、子どもの遊び場を確保し、健やかに育つ環境づくりを進める観点から、拠点事業の充実に努めていきます。

（２）基本施策２ 生きる力を育む教育環境の確保

【現状と課題】

現在、少子化の影響もあり小中学校の児童・生徒数は減少し続けており、今後ともこの傾向が続くと予想されています。

国が示す基準では、1つの学校における学級数は、「12学級以上18学級以下」が標準規模とされています。令和3（2021）年5月の時点で、中学校については、平成27（2015）年4月の統合により、標準規模である15学級となりましたが、小学校は6小学校すべてが11学級以下の小規模校となっており、特に室木小学校は、過小規模とされる4学級となっていました。そのため、令和3（2021）年度に鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会を設置して今後の小学校のあり方を検討し、検討委員会の提言を踏まえ、「6小学校を1校へ統合する」とし、令和10（2028）年4月に開校することが決定しました。現在は、設計・施工一括発注により建設事業を進めています。



工一括発注により建設事業を進めています。

また、国が進めるGIGAスクール構想により本町においても令和3（2021）年1月に1人1台端末を導入し、ICTを活用した教育環境を整備しましたが、端末や教材となるソフトウェアが初めて更新時期を迎えることから、新端末の確実

な調達とスムーズな移行により、GIGAスクール構想の目的である「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させること」を達成する必要があります。

中学校の部活動は、放課後にスポーツや文化、芸術等に関心を持つ生徒が自発的に行う課外活動であり、体力や技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で、責任感、連帯感等が養われたりする場でもありますが、今日においては社会情勢の変化等により、教育等に係る課題も複雑化・多様化し、指導者の確保等の課題も生じているため、地域との連携も視野に入れた運営体制の整備が必要となっています。

加えて、生きる力を育む上で必要なこととして食育の推進が重視されていることから、学校給食などの機会を活かして、食に関する正しい知識を習得する機会を設ける必要があります。

【基本方針】

令和10(2028)年4月の開校に向け、教職員や保護者などの関係者との合意形成を図りながら「鞍手町で子育てしたい」と思われる、鞍手町のシンボルとなる新たな町立小学校の整備を進め、先に統合された鞍手中学校とともに全国に誇れる義務教育環境を実現します。

また、GIGAスクール構想の目的を実現するため、更新時期を迎える端末やソフトウェアを授業に支障が出ないようにスムーズに更新し、児童・生徒が情報を扱う能力の習得や高度かつ複雑な情報を適切に利用できる知識の習得を目指していきます。

中学校の部活動については、部活動の意義に鑑み、生徒自らが楽しみつつ継続することができる活動環境の整備を国の動向等にも注視しつつ進めていきます。

食育では、学校給食の行事食や日本各地の郷土料理などを生きた教材として活用することで児童・生徒の食の経験を豊かにし、食に関する正しい知識を習得する機会を提供していきます。

(3) 基本施策3 ライフステージに応じた学習の場の提供

【現状と課題】

生涯学習は、一般的には人々が生涯に経験するあらゆる学習を指します。具体的には、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、趣味などさまざまな場や機会において経験する学習の意味で用いられます。現在、少子化や過疎化の進行により児童・生徒数が減少し、学校規模の縮小など、教育環境に大きな影響を与えています。そのような中、まちの活力や文化力を向上させていくためには、子どもたちがこれまで培われてきた歴史や文化に触れたり、スポーツに親しんだりすることにより、心豊かに成長することが重要であり、さまざまな活動を通じた生涯学習により、新たな地域文化を創造・発展させることが大切です。



また、生涯学習は、幅広い定義であるため、個人の学習のみでなく、サークル、子ども会、青少年育成町民会議等の各種団体による活動も含まれ、地域貢献の役割も担っています。一方で、サークルやさまざまな団体においては担い手不足や高齢化などが顕著に現れてきており、活動が難しくなりつつあります。

【基本方針】

青少年の健やかな成長を促すため、安全・安心な居場所の確保とさまざまな学習体験活動の場の充実を図ります。

また、未来を担う子どもたちがたくましく社会の中で生きていけるよう、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校それぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

このほか、町民一人ひとりが心の豊かさを実感できるようにするため、子どもから高齢者まで多様な学びの機会の充実を図るとともに、地域固有の伝統や歴史・文化を大切にし、未来へ継承できるように努めます。また、芸術・音楽など自主的な文化活動を支援し、生涯を通じて学ぶことができる環境を提供します。

（４）基本施策４ 人権教育・男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身につけることを通して、共生社会の実現と人権文化の構築に向けた取組を行ってきました。

近年は、高齢化、国際化、情報の高度化などを背景として新たな人権問題が発生していることから、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消などを目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備が進められてきました。

しかし、依然として学校、地域、家庭、職域などの社会生活のさまざまな場面において、同和問題（部落差別）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人への偏見や差別が存在しています。人権意識の高揚は、豊かな町民生活を実現するための極めて重要な要素であり、住民のニーズや地域の実情に合った施策を総合的・積極的に展開していくことが求められています。

また、男女共同参画においては、すべての人が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、町民の意識改革に取り組む必要があります。

本町が令和5（2023）年度に実施した男女共同参画に関する住民アンケートの結果によると、残念ながら男女共同参画への関心度は低い現状です。

固定的性別役割分担に基づく慣行や習慣は、さまざまな分野にまだ根強く残っており、女性の参画を阻む要因の一つとなっているため、男女平等についての正しい認識と理解を広げていく必要があります。

【基本方針】

今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における取組やその成果を踏まえつつ、国の法律や基本計画または福岡県の条例や基本指針と連携を図り総合的かつ計画的に取り組むことが重要です。

人権教育・啓発は、講演会や研修会あるいは学習教材や啓発資料などにより理解を深めていくことはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的実践によって行われることが大切であり、生涯にわたって継続されるものでなければなりません。

本町の人権教育推進事業は、町や教育委員会、人権・同和教育研究協議会が連携し、講演会や解放学級、人権子ども会の開設により年間を通してさまざまな人権教育・啓発活動を進めており、今後も学校、地域、家庭、職域などの社会生活のさまざまな場面を捉えて人権教育・啓発を推進していきます。そして、それぞれが相互に連携し、町民一人ひとりが暮らしの中での実践を通して豊かな人間関係を築き、「人権尊重を基調とする差別のない明るい町の実現に寄与する」よう取り組んでいきます。

また、すべての人の人権が保障され男女が共に喜びも責任も分かち合える「男女共同参画社会」の実現を目指し、講演会・研修会などの学びの場を提供し、男女共同参画の実現に取り組んでいきます。

（5）基本施策5 いつまでも笑顔で健康に暮らせるまちづくり

【現状と課題】

現在、総合健診やがん検診の予約は、書面での申込書、ハガキの申込書、電子申請、電話予約の4つの方法で実施していますが、年齢や性別などにより受診項目が異なっており、予約方法がわかりづらく予約の管理が複雑になっているのが現状です。健診の受診率向上を図るためには、受診者の多様な生活スタイルに合わせつつ、簡単に受診予約ができるよう環境の整備・充実を図る必要があります。

また、生活習慣や食生活の乱れ等から、肥満や高血圧、糖尿病の



人の割合が高くなっており、県内平均と比べても高い状況にあります。加えて、高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、身体的、精神的、心理的、社会的な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向があります。

このため、住民同士をつないで、いつまでも元気でいきいきと安心して暮らせるまちを目指して「介護予防サポートリーダー」を毎年養成して活動してもらうことにより、地域活動ボランティアによる生きがいつくりや健康づくりにつなげていますが、若いサポートリーダーの養成や新規希望者の確保が課題となっています。

加えて、本町には、住民が主体的に活動している団体として老人クラブ連合会や体育協会に加盟している各種スポーツクラブ等があり、ペタンクや卓球等のスポーツ活動を通して健康維持につながる活動を行っていますが、活動者が年々減少しており、特に高齢者の健康維持の面からも不安があります。

このほか、令和6（2024）年度に住民が主体的に有志を募ってボランティア団体を立ち上げ、モデル地区として買い物支援等の取組を行っていますが、ボランティア団体が活動しやすい体制の整備が課題となっています。

【基本方針】

健診やがん検診の受診拡大に向け、予約方法の簡素化や効率化についても検討し、受診しやすい体制の整備と受診勧奨に取り組み、病気の早期発見と早期治療による健康寿命の延伸に努めていきます。

また、高齢者は、身体的、精神的、心理的、社会的な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向があるため、健診の受診結果をもとに生活習慣などの改善に主体的に取り組むことができるよう、保健指導や相談体制の充実を図っていきます。

介護予防サポートリーダーは、人員の減少も危惧されるため、少ない人員でも運営できる通いの場（居場所づくり）の充実を進めていきます。

加えて、今後もスポーツをはじめとした身体を動かす活動を行っている各種団体が活動できる場の提供やより多くの住民に活動への参加を促す取組に努め、健康寿命を延ばす活動を通して生きがいつくりや健康づくりを応援していきます。

このほか、生活支援においては、ボランティア団体が活動しやすいような体制を整えるほか、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、介護予防や要介護度の重度化防止に向けた地域福祉活動との連携強化や保健・医療・福祉の連携強化にも取り組み、地域包括支援センターを核とした包括的なケア体制の一層の充実に努めます。

人々が健康に暮らしていくには、動物や自然環境などさまざまな視点からのアプローチが大切であるため幅広い視点での取組を進める必要があります。今後も国や県の動向を注視しつつ、誰もが健康に暮らせるまちづくりに努めます。



基本目標2

ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります

ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

基本目標

2

ゆったりライフで自分らしく暮らせるまちをつくります

ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

基本目標に対する指標

指標（K P I）	現状値	目標値
若者夫婦の移動数	年間 38 組	年間 60 組
社会増減	25 人／年	50 人／年
観光入込客数	233,146 人	330,000 人

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策6】  選ばれる移住施策の推進	移住定住 空家利活用		
【基本施策7】 観光資源の発掘と活用	観光		
【基本施策8】  届ける、つながるまちづくり	情報発信 DX推進		

（１）基本施策6 選ばれる移住施策の推進

【現状と課題】

少子高齢化や都市部への人口の流出により、本町の人口は減少し続けています。令和2年国勢調査の結果をもとに、令和5（2023）年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によれば、本町の人口は5年毎に1,000人程度の水準で減少していき、令和27（2045）年には10,000人を割り込んで現在の3分の2程度まで減少すると予測されています。

平成26（2014）年5月に民間組織である日本創成会議人口減少問題検討分科会が公表したレポートでは、令和22（2040）年までの30年間で20歳から39歳までの女性の人口減少率が50%を超える896の自治体を「消滅可能性都市」とあり、日本中に大きな衝撃が走りました。本町は、その減少率が68.1%になるとの予測が示され、福岡県内においても最も高い減少率となっていました。

それから10年経過した令和6（2024）年4月、再び民間組織である人口戦略会議が公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートでは、令和32（2050）年までの30年間で20歳から39歳までの女性の人口減少率が50.5%になるとの予測が示され、県内ワースト8まで改善しながらも「消滅可能性都市」であるとされました。しかし、この10年間で減少率が17.6%改善し、改善幅は県内60市町村の中で上から15番目に当たる大幅なものとなり、これまでの施策が一定の効果として現れてきています。

【基本方針】

人口減少対策は、効果が表れるまでに数十年単位の時間を要します。これまで実施してきて一定の効果が見られた移住・定住施策は、継続を前提に、より魅力があり選ばれる施策とするため、一層充実強化していく必要があります。

特に若者世代の移住に関しては、少子化対策に直結する子ども・子育て施策の充実はもちろん、子育て世帯向けの取組にはさらに付加価値を付けて一層の充実を図り、若い世代が住みたくなる魅力あるまちづくりを推進していきます。



（2）基本施策7 観光資源の発掘と活用

【現状と課題】

少子高齢化時代の到来により地方の人口減少が問題とされる昨今、本町においても人口減少は顕著となっており、これを食い止めるべくさまざまな施策に取り組んでいるところです。

その一つとして、平成27（2015）年度より町をサブカルチャーの拠点とすべく廃校を活用した「学校まるごとサブカル事業」に取り組んできました。

しかし、令和2（2020）年1月に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し始め、またたく間に世界中に感染が拡大したことにより、本事業も大きな打撃を受けました。

観光資源が乏しい中、町内のゴルフ場では年間10万人を超える来訪者を毎年国内外から呼び込んでいますが、地方創生の目玉事業として民間事業者のくらす学園が取り組んできた学校まるごとサブカル事業は、新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受けただけでなく、現在ではサブカルチャー色も薄れてきており、かつての賑わいを取り戻せるかが課題となっています。

【基本方針】

今後もサブカルチャーをテーマにくらす学園と連携しつつ、県外、海外からの

交流人口を増加させるため、来訪者のニーズをとらえた多様な企画やサービスの充実に取り組んでいくほか、廃校の空き教室を活用したインキュベーション施設やレンタルオフィスなどにも取り組んでいきます。

また、石炭資料展示場及び埋蔵文化財収蔵庫の機能を有する鞍手町歴史民俗博物館別館は、石炭産業で発展した本町の礎となった歴史の宝庫となる施設で、令和7（2025）年度に開館予定です。この歴史・文化遺産を後世に伝えるため、町内外から来訪者を呼び込んで本町の大切な文化遺産を守り、受け継いでいきながら、交流人口を増加させるためのコンテンツとして活用していきます。

（３）基本施策８ 届ける、つながるまちづくり

【現状と課題】

Society 5.0 は、内閣府の第5期科学技術基本計画において、わが国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものです。

Society 5.0 の実現に向けた技術（以下、「未来技術」という。）は、機械・機器の自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することも可能であり、例えば、車の自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療、IoTを活用した見守りサービス等により、高齢者を含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができます。未来技術は、生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができます。そして、未来技術の活用は、どの地域にもチャンスがあります。特に、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を進めることが重要であり、地方における未来技術の活用について強力に推進していくことが望まれています。

また、本町の情報発信は、広報紙、ホームページ、LINE、dボタン広報誌、フェイスブックを媒体として活用しており、紙媒体による町からのお知らせ（広報紙・回覧文書）を受け取れない自治会未加入の世帯が増える中で、スマートフォンなどの情報端末の操作に不慣れな人にもインターネットを介して発信した情報を確実に伝達できるようにする必要があります。

さらに、町外への情報発信は、子育て支援策や移住施策等のさまざまな取組を町の魅力として十分に伝えきれているとは言い難く、今後は情報発信にも工夫が必要です。

【基本方針】

国が進める Society 5.0 の実現に向け、地域の利便性や生産性の向上を通じて地域を豊かにするとともに、地域の魅力を高め、それが人を呼ぶ好循環を生み出すため、未来技術を活用した取組を進めていきます。

また、情報発信では、スマートフォンなどの情報端末の操作に不慣れな人への支援に取り組みつつ、移住・定住支援策など若い世代のライフスタイルに応じた支援の情報や町の魅力の町外への発信にも取り組み、町内外から人が集まるような賑わいの創出や町の知名度の向上につなげていきます。



基本目標3

いつまでも住み続けたいまちをつくります

魅力的で住みよいまちの実現

基本目標

3

いつまでも住み続けたいまちをつくります

魅力的で住みよいまちの実現

基本目標に対する指標		
指標（KPI）	現状値	目標値
住みよいと感じている人の割合	39.8%	90.0%
公共交通の満足度	8.6%	25.0%

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策 9】  計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり	都市計画 土地利用 公共施設 公共交通	11 住み続けられるまちづくりを	
【基本施策 10】 将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進	公共施設 道路、橋梁 河川 公園	11 住み続けられるまちづくりを	
【基本施策 11】 安定したライフラインの確保	上下水道 し尿 広域連携	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを
		17 パートnership for sustainable development	
【基本施策 12】 地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保	廃棄物 環境 森林	7 安全で持続可能なエネルギーを	11 住み続けられるまちづくりを
		13 気候変動に具体的な対策を	
【基本施策 13】 誰もが住みたくなる住環境の確保	空家対策 町営住宅	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくばない、減らす、再利用する
【基本施策 14】  安心して暮らせるまちづくり	消防・防災 交通安全 防犯 コミュニティ	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートnership for sustainable development



（１）基本施策９ 計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり

【現状と課題】

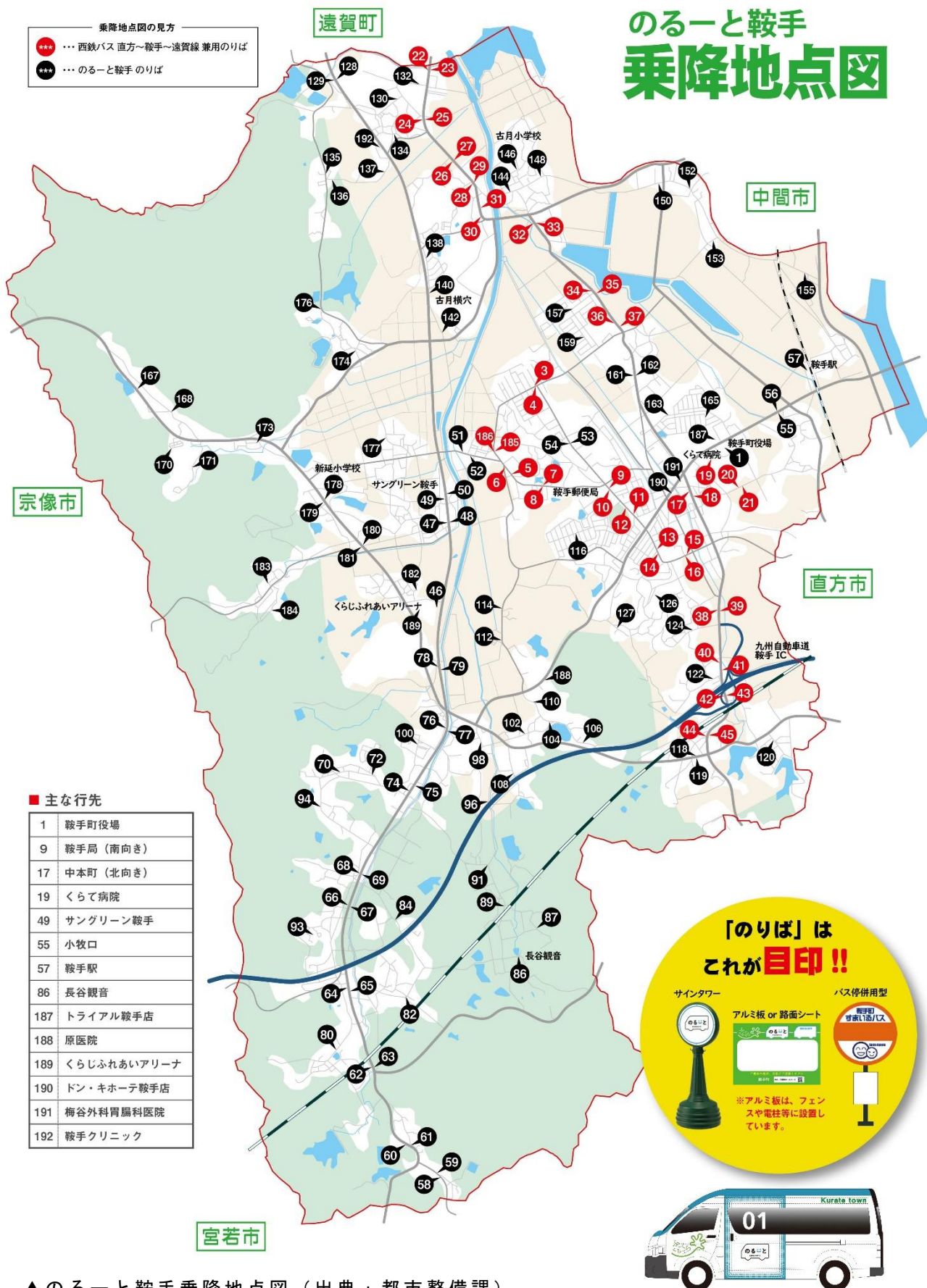
本町の土地利用は、鞍手ＩＣ及び北九鞍手夢大橋が開通したことで、広域道路網や幹線道路の整備が進んだことから、第５次総合計画において、公共施設や教育施設、医療機関、商業施設などのさまざまな都市機能をこのルート上に集約し、交通アクセスの利便性を最大限に活かしたコンパクトなまちを形成することとして、まちづくりに取り組んできました。

また、人口減少や高齢化が進む中、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保を目的として改正された「都市再生特別措置法」に基づき、本町の特性に応じた効率的で持続可能な都市構造、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けて、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定、誘導施設の整備方針、公共交通ネットワークとの連携によるまちづくりについて定めた「鞍手町立地適正化計画」を令和４（２０２２）年３月に策定し、まちづくりに取り組んでいます。

鞍手町の玄関口の一つである鞍手ＩＣは、周辺の一部エリアで民間事業者による開発造成が進んでいますが、無秩序な開発を抑制して周辺環境との調和を図る必要があるため、周辺農地を含めた地域について用途地域や特定用途制限地域の指定等を早急に検討する必要があります。もう一つの玄関口である鞍手駅は、周辺の賑わいづくりや開発事業の実施など、交通の利便性を活かした取組を求める声が住民アンケート等でも多く出されましたが、周辺農地は農用地区域であることから用途の変更等諸条件の整備が必要であり、容易に開発ができない状況です。

また、公共交通については、将来にわたって持続可能な公共交通体系の確保を目指し、これまで、中学生のスクールバスとの一体化や路線の再編、「すまいるバス」から「もやいたクシー」への転換などを行い、交通が不便な地域の解消に努めてきましたが、本町では高齢社会が今後もしばらく継続することが見込まれており、公共交通に対するニーズは一層高まっています。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、外出機会の減少により町民の生活様式は大きく変わり、公共交通の利用者数が減少するだけでなく、運転手不足の深刻化も加わり、公共交通の運営の安定化が急務となっています。

令和６（２０２４）年６月に実施した「鞍手町のまちづくりに関する住民アンケート」によると、今後の施策の重要度として「公共交通の利便性」が最も高く、公共施設や商業施設が集約したことにより、利便性が向上した地域とそうでない地域との差が見られるようになりました。本町においては、令和６（２０２４）年３月に鞍手町地域公共交通計画を策定し、都市計画や観光振興、福祉、教育等のさまざまな分野を含めた地域戦略の一環として公共交通施策に取り組むこととしています。



▲のりーと鞍手乗降地点図（出典：都市整備課）

【基本方針】

本町では、くらて病院や役場庁舎の移転建替えに伴い、公共施設の集約化を進めてきたところですが、立地適正化計画に定められた居住機能の誘導や商業、医療、福祉等の都市機能の立地誘導に加えて、公共交通の充実等を図ることにより、コンパクトなまちづくりを推進することとしています。

特に、居住機能のまちなかへの誘導には、町が保有する用地で鞍手駅や学校、大型小売店舗にも近い西牟田用地等を有効活用して住宅団地等の造成につなげていくことも検討するほか、調和のとれた土地利用を推進するために町の将来像を想定しながら各地域の特性に応じたゾーニングを行います。また、都市計画マスタープランに基づく都市基盤整備を計画的に実施していくとともに、公共交通の位置付け等を整理しながら、町民をまちなかへ誘導する環境を整え、効率的な公共交通体系を構築していきます。

そのための手段として、令和6（2024）年10月よりA I オンデマンド交通「のるーと鞍手」の実証運行を鞍手町全域でスタートし、令和7（2025）年3月24日より本格運行に移行していますが、路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、A I が予約状況に応じて配車や経路を考えて運行する、非常に効率的な乗合公共交通サービスです。

今後も人と自然が調和し、快適で住みやすいまちづくりに取り組んでいくため、公共交通ネットワークの確保・維持に努めつつ、日常生活圏における道路交通ネットワークの連携等も視野に入れながら、住民のニーズや状況に即した公共交通体系の改善を繰り返し行い、利便性の向上を図っていきます。

（2）基本施策10 将来を見据えた公共施設の適正な管理の推進

【現状と課題】

本町の公共施設は、過去に建設された施設が大量に更新時期を迎える一方で、町財政は、依然として厳しい状況にあります。

そのような中、施設の集約化や老朽化による建替えを行ってはいるものの、廃止となった施設の多くは利活用や処分の方法が定まっていません。

また、主要幹線道路である北九州鞍手線（産業道路）は、遠賀川を隔てて隣接する北九州市に直接連絡する北九鞍手夢大橋が平成27（2015）年3月に開通し、道路交通の利便性と地域間の交流のさらなる向上が図られました。

しかし、この整備が進んだことで道路交通利用の増加や大型車両の通行による舗装の劣化、交通渋滞、歩道の未整備箇所の顕在化などに関して、さまざまな課題が発生しています。



【基本方針】

廃止となった公共施設は、鞍手町公共施設等総合管理計画及び鞍手町公共施設等個別施設計画に基づき、「売却、賃貸、除却、転用」などの処分を含めた利活用を進めていきますが、具体的な計画が定まらないものについては、令和6（2024）年度に設置した公共施設等利活用検討委員会において、財政の安定化と地域の活性化を念頭に利活用を検討していくこととしています。

また、道路については、道路舗装の現状や交通渋滞などについての課題を整理した上で、必要な点検や適切な維持補修を行うとともに、幹線道路に接続する生活道路や集落間を結ぶ道路については、住環境の整備を念頭に財政状況等を考慮しながら、計画的に整備を進めていきます。

（3）基本施策 11 安定したライフラインの確保**【現状と課題】**

本町の水道水は、遠賀川水系山田川から流入する浮洲池を唯一の水源としており、現在は安定的な供給を維持できています。しかし、上水道施設は、人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化による更新費用の増加に加えて、水道事業に携わる技術職員の不足等さまざまな問題に直面しています。また、災害に備えることも求められており、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から将来を見据えた水道の基盤強化を実現していかななくてはなりません。

下水道は、平成8（1996）年度から公共用水域の水質保全と町民の生活環境向上のため、整備と普及を進めてきました。しかし、下水道も上水道と同様、人口減少やそれに伴う使用料収入の伸び悩みがあるほか、今後は初期に整備した管路のメンテナンスも徐々に重くのしかかってきます。このため、町では令和5（2023）年度に公共下水道事業計画検討委員会を設置し、今後の下水道事業の見直しについて検討した結果、全体計画区域を変更して整備エリアを縮小し、当該エリアでは合併浄化槽の普及により汚水処理を進めていくこととしました。

また、し尿処理は、現在は衛生センターで行っていますが、昭和55（1980）年に建設した施設で老朽化が進み、著しく維持管理費が増大しているため、令和10（2028）年4月の供用開始に向けて近隣市町と処理の広域化について検討しています。

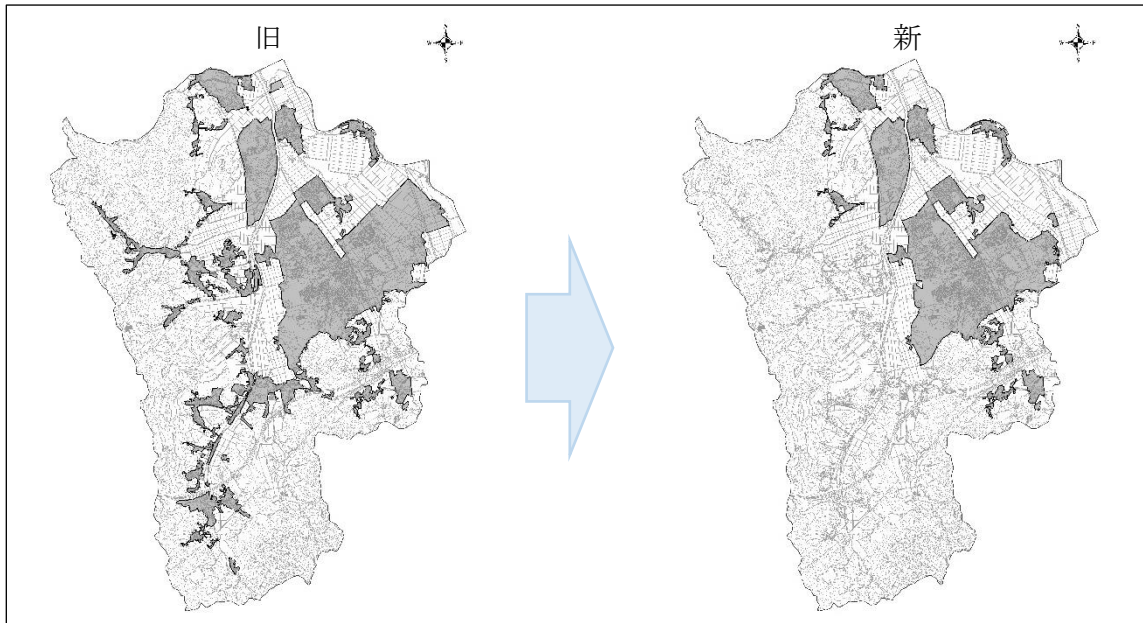
【基本方針】

上水道では、水道料金の改定も含めて対策を打つ必要がありますが、利用者の負担増による生活への影響も懸念されます。引き続き安全・安心な水道水を安定供給するため、事業の効率的な運営や浄化費用を抑制できるような新たな水源の確保、水道技術者の確保など、将来を見据えての近隣市との事業の広域化についても検討していきながら、当面は水道施設の現状を正確に把握し、アセットマネジメントによる更新計画と財政計画により、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう努めていきます。

下水道では、計画的かつ効率的な施設整備を進めながら普及率の向上に努める

とともに、整備エリア外の世帯には小型合併浄化槽の設置補助により浄化槽の普及を推進しながら、公共水域の水質浄化や持続可能な汚水処理を実現し、快適な生活環境の整備を進めていきます。

また、し尿処理は、下水道や浄化槽が完全に普及するまでは処理施設である衛生センターが不可欠であることから、老朽化を遅らせるような工夫を凝らしながら効率的な維持管理に努めるとともに、近隣市町と検討している処理の広域化を実現することにより、効率的なし尿処理を推進していくこととしています。



▲鞍手町公共下水道事業計画図（出典：上下水道課）

（４）基本施策 12 地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保

【現状と課題】

現代の住生活や経済活動は、地球環境に大きな影響を及ぼしており、オゾン層の破壊や酸性雨などさまざまな問題が年々深刻になっています。

国においては、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指し、再生可能エネルギーの導入支援など、地域の実情を踏まえた支援策を検討することとしています。

本町では、将来にわたり健康で安心して暮らすことのできる環境を次世代へ引き継いでいくため、令和3（2021）年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、北九州市を中心とした18市町で構成する連携中枢都市圏において「RE100 連携中枢都市圏」を目指し、消防団の格納庫などの一部の公



▲地球環境に及ぼす影響（出典：環境省）

共施設において使用電力の 100%を再生可能エネルギーで賄う取組を始めましたが、対象施設のさらなる拡大も必要です。

また、日常生活に密接に関わるごみ処理も重要な要素です。人口減少の影響やリサイクル意識の高まりなどにより、ここ数年はごみの排出量が減少傾向となっていますが、自然環境への負荷を軽減するためには、ごみの減量や適切な処理はやめることのできない永遠の課題でもあります。

このほか、人が快適に生活していくためには、野生動物などの衛生面に関する分野も重要であるため、人と動物との共生に関する取組も必要です。

【基本方針】

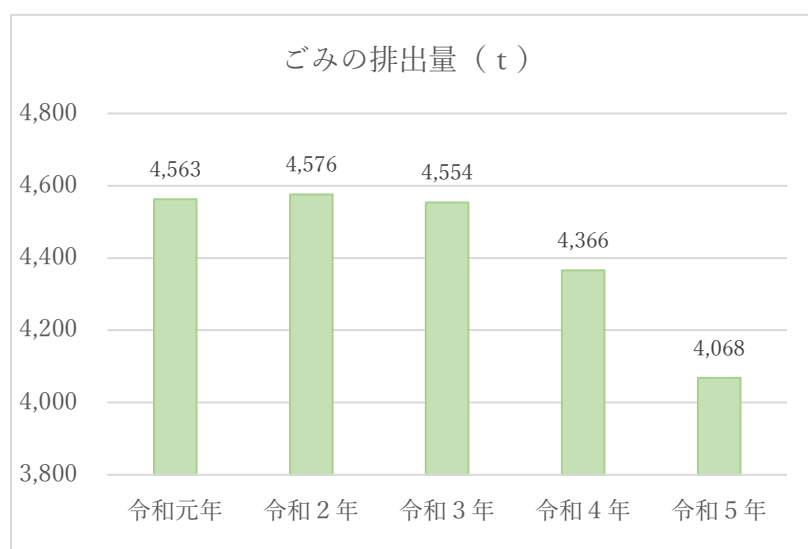
本町では、地球環境に優しく周辺と調和した自然エネルギーの導入や省エネルギー化に取り組んでいくため、令和 7（2025）年 1 月に開庁した役場新庁舎では、災害発生時に活動拠点として必要なエネルギーを供給できる機能を備え、かつ環境負荷の低減に配慮したライフサイクルコストを実現できる「レジリエンス強化型 Z E B 庁舎」として建替えを実施しました。今後も、行政活動によって排出する二酸化炭素を抑制すべく、対策を強化していきます。

また、ごみ処理については、ここ数年はごみの排出量が減少傾向にあるとはいえ、一般廃棄物のさらなる減量と処理費用の一層の抑制のため、リサイクル活動団体に対する奨励金事業を引き続き実施しながら資源回収活動を推進するとともに、生ごみ処理容器購入費補助金によりごみの減量化を着実に進めていきます。

現在、本町と宮若市、小竹町では、宮若市外二町じん芥処理施設組合を組織して広域連携事業として効率的にごみ処理を進めており、ダイオキシン類対策としてごみの固化燃料（R D F）施設を稼働させていますが、引き続き自然環境の

保全に努めます。

このほか、人が快適に生活していくためには、野生動物などの衛生面や自然環境などのさまざまな視点からのアプローチが大切であるため、幅広い視点での取組を進める必要があります。今後も国や県の動向を注視しつつ、快適な生活環境の確保に取り組んでいきます。



▲過去 5 年間のごみの排出量（出典：住民環境課）

（5）基本施策 13 誰もが住みたくなる住環境の確保

【現状と課題】

空家の問題は全国的に深刻化しており、特に適切な管理がされず放置された空

家は劣化が進み、保安上危険な状態になります。劣化した空家は、倒壊や屋根・壁の落下の危険性があるだけでなく、敷地内のごみの放置や草木の繁茂により、景観の悪化や衛生面での不安など、地域住民の生活にも大きく影響を与えます。本町にも、空家は多数存在し、適切な管理がされていない老朽危険空家も相当数存在するため、対策が必要です。

また、一般住宅だけでなく、町営住宅にも老朽化した住宅が多く存在するため、入居者の安全性の確保が大きな課題となっています。しかし、財政状況が逼迫している現状では、耐用年数が過ぎた木造平屋建て住宅などの維持管理や新たな建設・建替えは、多額の費用を要するため極めて困難な状況です。

このほか、昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建築された木造の戸建て住宅の耐震化や適切な基礎、控え壁が整備されず、地震などにより倒壊の危険性があるブロック塀の対策も必要です。

【基本方針】

国においては昨年、空家対策の推進に関する特別措置法の一部改正や関連法において、財産管理制度の創設や相続制度の見直しを行っています。

本町では、今後も誰もが住みたくする住環境を確保していくため、老朽危険空家の解体補助を継続し、安全安心なまちづくりを推進していきます。

また、町営住宅については、計画的な修繕・改修による長寿命化を図るため、維持管理の方針や改修計画等を検討するほか、国の補助金事業の対象となり得る場合には積極的に財源を確保し、住環境の整備を進めていきます。

加えて、旧耐震基準で建築された木造の戸建て住宅を耐震化する際の補助や地震などにより倒壊の危険性があるブロック塀を除却する際の補助など、住民が取り組む対策への費用助成は継続して実施していきます。

（6）基本施策 14 安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災以降、平成 28（2016）年 4 月の熊本地震や平成 29（2017）年 7 月の九州北部豪雨、さらには令和 6（2024）年 1 月に発生した能登半島地震など、地震や風水害をはじめとする自然災害が毎年のように頻発しており、安全・安心への意識は高まっています。



平成 30 年 7 月豪雨被害

本町で大きな被害があった近年の災害としては、平成 21（2009）年 7 月 19 日から 26 日にかけて発生した「平成 21 年中国・九州北部豪雨」や「平成 30 年 7 月豪雨」等があり、近年の全国的な豪雨災害を考えると、本町でもいつ大災害が起きてもおかしくない状況です。特に令和 6（2024）年 8 月 8 日に発生した宮崎県

沖の日向灘を震源とする地震は、最大震度6弱、規模はマグニチュード7.1で、国からは初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発令されました。本町における南海トラフ地震の影響は、震度4若しくは震度5弱ですが、近くには断層帯もあるため、南海トラフ地震に限らずいつ大地震が起きても不思議ではなく、日頃からの備えが必要です。

本町においては、第5次総合計画後期基本計画策定の際、国土強靱化地域計画を策定し、地域防災計画と連動しながら強くしなやかで持続可能なまちづくりを進め、平常時から危機管理体制の充実に努めていますが、災害による被害を抑制するためには、住民による主体的な防災活動への関与も重要です。

また、安全安心なまちづくりは、自然災害への対策のみならず、交通事故の抑制や防犯対策も必要です。即効性のある対策が困難な分野ではありますが、少しずつ対策を講じていく必要があります。

このほか、地域のコミュニティ活動も重要な分野です。少子高齢化や個人の生活スタイルの変化等により、地域の課題等が複雑化・多様化する中、近年は自治会加入率が年々減少しており、自治会役員の高齢化や担い手不足等も深刻な問題となっています。地域のコミュニティの核となっている小学校の令和10年（2028年）4月の統合を控え、小学校の廃校により地域のコミュニティの一層の希薄化が懸念されます。

【基本方針】

平時から、町民と行政が一体となり、災害や犯罪に強い地域づくりや、緊急時における効果的な情報の収集・伝達手段の強化に取り組むほか、危機管理体制の強化や自然災害の被害を軽減するため地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づく都市基盤整備などを推進し、自然災害から住民を守り快適で安全な災害に強いまちづくりに努めます。万一の時、災害の被害を最小限にするためには、住民が「減災」の考え方を知った上で日ごろから主体的に防災活動に関わっていくことが必要であるため、広報紙などによる啓発に努めていきます。

また、自然災害以外の対策として、高齢者の交通安全対策の観点から、高齢者の運転免許証返納事業により高齢者による交通事故の抑制を図っていくとともに、防犯の観点から住みよいまちづくりに向けた取組として防犯灯のLED化を推進していきます。

また、年々衰退が深刻化する地域コミュニティについては、現在の自治会を著しく再活性化することは困難であるため、地域コミュニティに対する住民の意識を確認しながら「自分の住む地域は自分で守る」という意識づけを行い、新たな形態でのコミュニティの形成を模索していきます。



基本目標4

地域資源を活かした元気なまちをつくります

まちを支え、
ひとを育む地域産業の実現

基本目標

地域資源を活かした元気なまちをつくります

4

まちを支え、ひとを育む地域産業の実現

基本目標に対する指標

指標（K P I）	現状値	目標値
生産年齢人口の割合（年齢別割合）	49.8%	49.0%
町内の事業所数 （令和3年経済センサス）	663 事業所	650 事業所

基本施策	行政分野	対応するSDGs	
【基本施策 15】  安定した農業生産力の確保	農業基盤 保全管理	 	
【基本施策 16】  企業経営力の向上	経営基盤 創業	 	

（１）基本施策 15 安定した農業生産力の確保

【現状と課題】

わが国の農業は、食料の安定供給はもとより、国土保全の観点からも重要な分野の一つです。

しかし、少子高齢化に伴う人口減少社会では、都市部への若年層の人材流出により、多くの業種で人手不足や後継者不足といった問題が生じています。

本町の基幹産業である農業においても、高齢化や担い手不足等による農業従事者の減少をはじめ、遊休農地の増加や有害鳥獣被害の拡大、農業用施設の老朽化に伴う維持管理への不安、新型コロナウイルス感染症や国外情勢の変化による物価高騰、経営悪化といったさまざまな問題を抱えており、今後の農業経営の維持や食料供給力の低下、農業が果たす国土保全機能への影響が懸念されます。

特に令和2（2020）年の国勢調査における年齢階級別産業の人口の農業従事者は、男女ともに60歳以上の従事者が6割以上となっており、他の産業に比べて著しく高齢化が進んでいます。特に団塊世代が75歳以上となる、いわゆる「2025年問題」は、農業分野においても深刻となっており、地域農業では人材面において高齢化と後継者の不足という大きな問題を抱えています。



一方、担い手には効率的で安定的な農業経営が求められ、農業分野においても先進技術の発達によって、安定した収穫や人員の確保をロボットが支援する環境などが整ってきています。しかし、小規模農家にとっては、それらの整備はかなりの負担となります。

このため、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や営農組合体制の強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、時代の要望等に即した農業の促進にも努め、地域ブランドとして誇れる安全安心な食料供給基地の形成と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

また、農地の担い手への集積率は高い水準を保っているものの、農家数の減少や高齢化による担い手不足は深刻化しています。これに伴い、管理の行き届いていない農地が増えつつあります。

これらの地域農業を支えていく担い手をどう確保するかが差し迫った課題となっています。

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有していますが、近年の高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状態となってきました。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農道や水路などの維持管理に対する担い手農家の負担が増大しており、多面的機能が今後も適切に発揮されるよう地域の共同活動に対する支援を行う必要があります。

【基本方針】

農作業の効率化と省力化を図るため、農業機械・施設へのスマート農業の実現に向け国・県等の制度活用や、企業との連携も含めた幅広い支援を行い、農業経営の安定化と所得向上、遊休農地の解消を目指していきます。

また、農業資源の適切な保全管理を推進するため、地域が行う水路・農道等の管理に関する共同活動を支援するとともに、農作物の鳥獣被害を最小限に抑えるための捕獲活動や被害防止の取組を支援していきます。

農業用水の確保においては、ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努めます。さらに冠水対策として、かんがい施設維持管理改修計画に基づき、定期的にオーバーホール等のメンテナンスを行い適切な維持管理に努めます。

担い手を確保していくためには、安定的に農業を営む経営体を育成する必要があります。各種補助事業を活用し、担い手農家の経営規模の拡大及び生産性の向上に関する取組や、ICT（情報通信技術）やAIを活用した新技術導入による農作業の省力化を支援します。また、新規就農者の農業経営の確立に対して支援を行い、地域農業を支える新たな担い手の育成に取り組めます。

（２）基本施策 16 企業経営力の向上

【現状と課題】

本町は炭鉱の閉山後、農業施策と並行して積極的に企業誘致に取り組み、これまでの50年間で60社以上の優良企業を誘致し地域経済の発展を遂げてきました。

本町にある企業の大部分を占める中小企業は、雇用の確保、消費の活発化、自然と調和したまちづくりや災害対応など、本町の発展と町民生活の向上をもたらす重要な担い手として大きな役割を果たしてきました。

しかし、人口減少による市場の縮小や働き手の確保、高齢化等による事業継承問題のほか、グローバル化による競争激化やICTの発展など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、町では、平成30（2018）年12月に鞍手町中小企業振興基本条例を制定し、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進していくこととして鞍手町中小企業活性化計画を策定し、推進しているところです。

一方、企業誘致では、本町への進出を検討する企業等からの問い合わせはあるものの、本町が所有する用地では要望に応えられない現状もあります。

雇用の増大や人口増加のためには、工業団地を整備し、地域振興につながる企業の誘致が不可欠ですが、財政状況が厳しい中、大規模な財政投資は難しく、積極的な誘致ができない状況です。

【基本方針】

中小企業においては、自ら課題解決に取り組むことはもちろんのこと、行政、経済団体、金融機関等が一体となって、それぞれの役割を明確にし、地域経済の発展に取り組んでいかななくてはなりません。

本町においては、引き続き鞍手町中小企業活性化計画に基づき、中小企業の自主的な取組を基本として、企業、経済団体、金融機関等と連携しながら、中小企業を元気にする事業を展開し、地域経済の活性化に取り組んでいきます。